



過疎地域持続的発展計画書

令和 3 年度～令和 7 年度

長崎県五島市

目 次

第1章 基本的な事項	1
第1節 五島市の概況	1
1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
2 過疎の状況	2
3 産業の現況	2
第2節 人口及び産業の推移と動向	4
1 人口の推移と動向	4
2 産業の推移と動向	4
第3節 行財政の状況	8
1 行政の状況	8
2 財政の状況	8
3 施設整備の水準	8
第4節 地域の持続的発展の基本方針	10
第5節 地域の持続的発展のための基本目標	12
第6節 計画の達成状況の評価に関する事項	14
第7節 計画期間	14
第8節 公共施設等総合管理計画との整合	14
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	21
1 移住・定住・関係人口の促進	21
2 地域間交流の促進	21
3 地域社会の担い手となる人材の育成	21
第1節 現況と問題点	21
1 移住・定住・関係人口の促進	21
2 地域間交流の促進	22
3 地域社会の担い手となる人材の育成	22
第2節 その対策	23
1 移住・定住・関係人口の促進	23
2 地域間交流の促進	23
3 地域社会の担い手となる人材の育成	23

第3節	計画	24
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	25
第3章	産業の振興	26
1	農林水産業の振興	26
2	商工業の振興	26
3	観光又はレクリエーションの振興	26
第1節	現況と問題点	27
1	農林水産業の振興	27
2	商工業の振興	29
3	観光又はレクリエーションの振興	30
第2節	その対策	31
1	農林水産業の振興	31
2	商工業の振興	32
3	観光又はレクリエーションの振興	32
第3節	計画	34
第4節	産業振興促進事項	43
1	産業振興促進区域及び振興すべき業種	43
2	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	43
第5節	公共施設等総合管理計画との整合	43
第4章	地域における情報化.....	44
第1節	現況と問題点	44
1	情報化の推進	44
2	デジタル化社会の実現のための環境整備	44
3	スマートアイランドの実現	45
第2節	その対策	45
1	情報化の推進	45
2	デジタル化社会の実現のための環境整備	45
3	スマートアイランドの実現	45
第3節	計画	46
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	47

第5章	交通施設の整備、交通手段の確保	48
1	国道、県道及び市道の整備	48
2	交通体系の整備	48
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	48
第1節	現況と問題点	48
1	国道、県道及び市道の整備	48
2	交通体系の整備	50
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	50
第2節	その対策	50
1	国道、県道及び市道の整備	50
2	交通体系の整備	50
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	51
第3節	計画	52
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	58
第6章	生活環境の整備	59
1	水道施設整備	59
2	汚水処理施設整備	59
3	廃棄物処理施設整備	59
4	消防施設・防災体制の整備	59
5	公営住宅整備	59
6	住環境整備	60
7	消費生活相談体制整備	60
第1節	現況と問題点	60
1	水道施設整備	60
2	汚水処理施設整備	60
3	廃棄物処理施設整備	61
4	消防施設・防災体制の整備	61
5	公営住宅整備	62
6	住環境整備	62

7	消費生活相談体制整備	62
第2節	その対策	62
1	水道施設整備	62
2	汚水処理施設整備	63
3	廃棄物処理施設整備	63
4	消防施設・防災体制の整備	63
5	公営住宅整備	63
6	住環境整備	63
7	消費生活相談体制整備	63
第3節	計画	65
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	68
第7章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	69
1	子育て環境の確保	69
2	高齢者福祉の向上	69
3	障がい者（児）福祉の向上	69
第1節	現況と問題点	69
1	子育て環境の確保	69
2	高齢者福祉の向上	70
3	障がい者（児）福祉の向上	71
第2節	その対策	71
1	子育て環境の確保	71
2	高齢者福祉の向上	71
3	障がい者（児）福祉の向上	71
第3節	計画	72
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	76
第8章	医療の確保	77
1	診療施設整備	77
2	健康づくり推進	77
第1節	現況と問題点	77
1	診療施設整備	77

2	健康づくり推進	78
第2節	その対策	78
1	診療施設整備	78
2	健康づくり推進	78
第3節	計画	79
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	81
第9章	教育の振興	82
1	学校教育の振興	82
2	生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	82
第1節	現状と問題点	82
1	学校教育の振興	82
2	生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	84
第2節	その対策	84
1	学校教育の振興	84
2	生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	85
第3節	計画	86
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	91
第10章	集落の整備	92
1	集落の整備	92
2	農山漁村づくり	92
第1節	現況と問題点	92
1	集落の整備	92
2	農山漁村づくり	93
第2節	その対策	93
1	集落の整備	93
2	農山漁村づくり	93
第3節	計画	94
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	94
第11章	地域文化の振興等	95
第1節	現況と問題点	95
第2節	その対策	96

第3節	計画	97
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	98
第12章	再生可能エネルギーの利用の推進	99
第1節	現況と問題点	99
第2節	その対策	99
第3節	計画	100
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	101
過疎地域持続的発展特別事業 一覧		102

第1章 基本的な事項

第1節 五島市の概況

1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(1) 自然的条件

本市は、九州本土から西に約 100km の海上にある五島列島の南西部に位置し、福江島・久賀島・奈留島の 3 島を中心とした 11 の有人島と 52 の無人島からなる。

本市の面積は 420.12 km²であり、その大地は新第三紀の砂岩・泥岩などを基礎とし、複数回の地殻変動により、北東-南西方向に多数の島々が並ぶ形となった。また、第四紀の火山群の噴火により、玄武岩質の平坦な台地と多数の火山島が形成された。

対馬暖流の影響により本市周辺は温暖であり、亜熱帯から温帶の動植物がみられ、一部が西海国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有している。

(2) 歴史的条件

市内の各所から旧石器時代、縄文、弥生時代の遺跡が発見されており、古い時代から人類が生活を営んでいたことが推測されている。本市の位置する五島列島は、古くは「値嘉島」「近の浦」と呼ばれ、遣唐使の寄留地や倭寇の根拠地として大陸との交流が行われていた。また、中世以降も海外貿易の拠点として栄え、近世に入ると五島藩に属し、江戸時代にはキリスト教徒が新天地を求めて移住した歴史もある。

明治 22 年の町村制施行により現在の市域にあたる各村が発足、大正 8 年から昭和 32 年までの間に福江町、奥浦村、崎山村、本山村、大浜村が合併して福江市となり、その後に樅島村、久賀島村を編入し、周辺の村においても、それぞれ富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町及び奈留町を施行した。

本市は、平成 16 年 8 月 1 日に一市五町の新設合併により誕生し、現在に至っている。

(3) 社会的条件

本市は、周りを海に囲まれており、本土とは海路と空路により結ばれている。

海路は、明治初期に五島～長崎間に航路が開設されて以来、現在はフェリーと高速船、また、福岡へもフェリーが運航している。

空路は、昭和 38 年に福江空港が開港し長崎線が開設された。その後、福岡線が開設され、市民の生活、医療はもとより観光や産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしている。

市内は、11 の有人島が 8 航路で繋がり、国道 1 路線、主要地方道 5 路線、一般県道 7 路線、市道 1,988 路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

しかし、本土や二次離島との結びつきは天候に左右され、交通が遮断し孤立することがある。

(4) 経済的条件

高速船や飛行機の就航による人、物の流れの高速化は、地域経済の活性化の役割を担っている。しかし、農林水産物等の流通には輸送コストがかかり、近年の燃油価格の高騰は、第一次産業の経営を圧迫させている。また、進学や就職により若者が市外へ流出しており、人口の減少、少子高齢化による購買力の低下、商工業者の後継者不足による空き店舗の増加が消費低迷の大きな要因となっている。

2 過疎の状況

昭和 35 年に 87,232 人を数えた人口は、平成 27 年には 37,327 人と約 57% 減少し、65 歳以上の人口は 6,168 人から 13,710 人と倍増している。その中でも、周辺地域、二次離島地区においては少子高齢化が顕著となっている。

この間、基幹産業である農林水産業の基盤、施設はもとより、道路整備を重点的に行ってきましたが、第一次産業の停滞から就労人口の減少に歯止めがかからない状態である。また、本市を形成する離島、分散した集落構造が、交通、医療、教育、生活環境、福祉などの整備、各施策を実施する上で大きな障害となっているとも言える。

後継者の育成や雇用の確保は急務であり、各施設の整備を図るとともに、豊かな有形、無形の地域資源を活用し、住民福祉の安定と向上、経済、文化の振興等を図り、自立性を高めて個性豊かな地域づくりを進めることが重要である。

3 産業の現況

(1) 産業構造の変化

産業別人口の動向による構造をみると、社会情勢の変化に伴い、その中心は第一次産業から第三次産業へと移行しており、第三次産業就業者は本市の就業人口の 7 割以上を占めるようになっている。本市の基幹産業は、第一次産業あるが、就業者の高齢化や後継者不足などが課題である。今後は、スマート農林水産業の普及拡大や外国人材の受け入れによる就労人口の確保等が必要である。

(2) 地域の経済的な立地特性

有人、無人島からなる本市は、西海国立公園に指定される美しい自然景観と遣唐使、教会、

寺社等の歴史的文化遺産に恵まれている。また、本土とは、海路、空路によって長崎、福岡と繋がり、近年では、情報通信基盤の整備により情報の地域間格差が解消されつつあり、新たな企業の誘致や市場の拡大等が期待される。

（3） 社会経済的発展の方向と概要

本市の経済的発展に向けては、次世代産業の創出、企業等の誘致及び地場産業との連携により、安定的かつ良質な雇用の創出を図る必要がある。

特に基幹産業である第一次産業については、後継者の育成や高付加価値化、経営の効率化等を図り、地域経済をけん引する産業を目指すとともに、離島地域の流通条件の不利性を軽減し、輸送コストの低減に向けた支援を行い、都市部への販路及び出荷量の拡大を図る。

また、豊かな自然や世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」などを活用した観光振興による交流人口の拡大を推進するとともに、移住・定住の取組を強化し、地場産業や地域コミュニティの担い手となる人材の確保を図る。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1 人口の推移と動向

人口の推移については、昭和35年に87,232人であった人口は、平成27年には37,327人と55年間で49,905人が減少している。

また、年齢階層別人口は、昭和35年と平成27年を比較すると、0～14歳の階層は、32,193人（88.5%）の減、生産年齢人口である15～64歳の人口は、25,372人（56.7%）の減、そのうちの15～29歳の若年者層については、13,326人（81.9%）の減となっており、少子化、若年者層の人口流出が続いている。一方、65歳以上の推移をみると、7,542人（122.2%）の増、その構成比も年々増加している。

のことから、全体的な人口の動態は、若年者層において特殊な人口増加をもたらすような作用が働かない限り、若年者の減少と高齢者の増加はさらに進むものと予想される。なお、男女別からみた人口の推移は、平成12年と平成27年の構成比にほとんど変化はなく同じ割合で減少していると言える。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は今後も減少が続き、2060年（令和42年）には10,115人まで減少するとされている。

また、年齢区分別の人口割合をみると、65歳以上の人口割合の増加が続き、令和42年における65歳以上の人口割合は平成27年の約1.8倍に増え、同年の15歳未満人口割合の約12.2倍になると予測されている。

2 産業の推移と動向

産業別人口の推移については、昭和35年に36,562人であったが、平成27年には16,236人と20,326人が減少している。

産業別の就業人口比率をみると、第一次産業が65.6%から15.6%へ、第二次産業が9.6%から13.2%、第三次産業が24.8%から71.2%と、第一次産業と第三次産業の比率が逆転し第二次産業が微増傾向にある。

産業別にみると、第一次産業では、生産性の低さ、輸入自由化、価格低迷、経費の高騰などを背景に農業、漁業離れが進んでいる。第二次産業においては、農水産物の加工業者など零細企業が多くあり、地域への雇用をもたらしている。また、第三次産業は、就業人口比率が大きな伸びを示しているとおり、第一次産業からの移行がみられる。

今後は、本市の基幹産業である第一次産業の後継者、第二次産業である地場産業を育成するとともに優良企業等の誘致を行い就労の場を確保し、若年者層の市外流出を抑制して地域の持続的発展を図ることが必要である。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

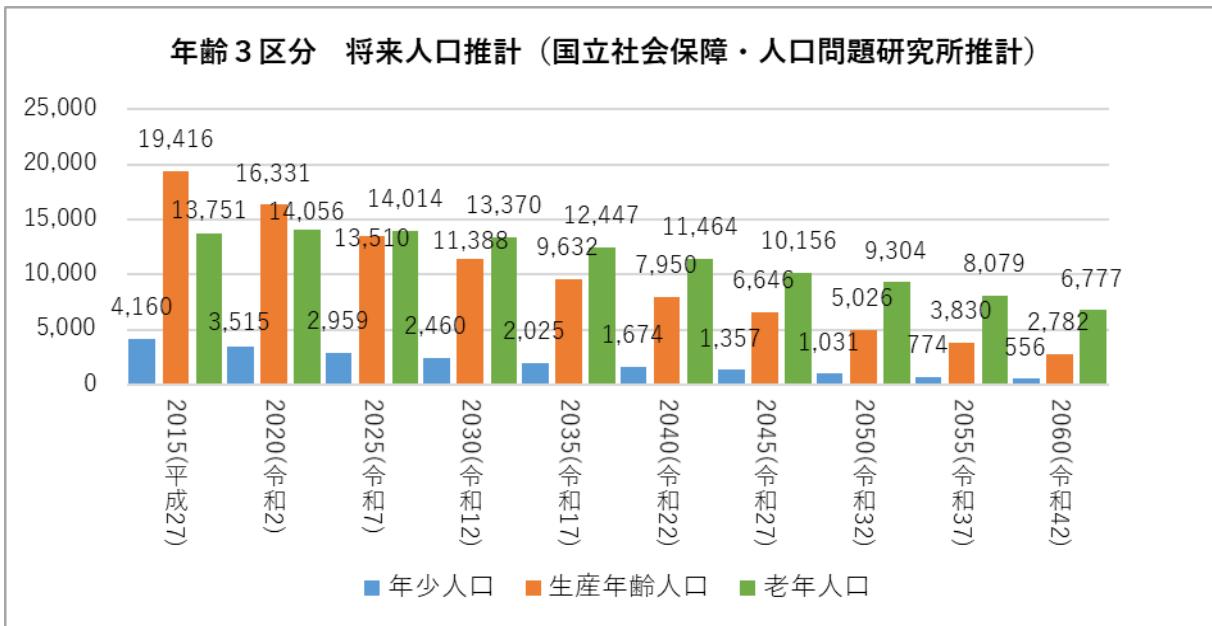
区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 87,232	人 63,410	% △27.3	人 54,143	% △14.6	人 44,765	% △17.3	人 37,327	% △16.6	
0歳～14歳	36,339	18,381	△22.0	11,572	△14.4	6,185	△20.7	4,146	△33.0	
15歳～64歳	44,725	37,429	△16.3	32,896	△12.1	24,921	△24.2	19,353	△22.3	
うち 15歳～ 29歳 (a)	16,271	11,912	△26.8	7,541	△36.7	4,932	△34.6	2,945	△40.3	
65歳以上(b)	6,168	7,600	23.2	9,672	27.3	13,639	41.0	13,710	5.2	
(a)／総数 若年者比率	% 18.7	% 18.8	—	% 13.9	—	% 11.0	—	% 7.9	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 7.1	% 12.0	—	% 17.9	—	% 30.5	—	% 36.7	—	

表1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率
総数	人 50,216	—	人 46,905	—	% △6.6
男	% 23,479	% 46.8	% 21,938	% 46.8	% △6.6
女	% 26,737	% 53.2	% 24,967	% 53.2	% △6.6

区分	平成22年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 42,466	—	% △9.5	人 39,037	—	% △8.1
男	% 19,842	% 46.7	% △9.6	% 18,280	% 46.8	% △7.9
女	% 22,624	% 53.3	% △9.4	% 20,818	% 53.3	% △8.0

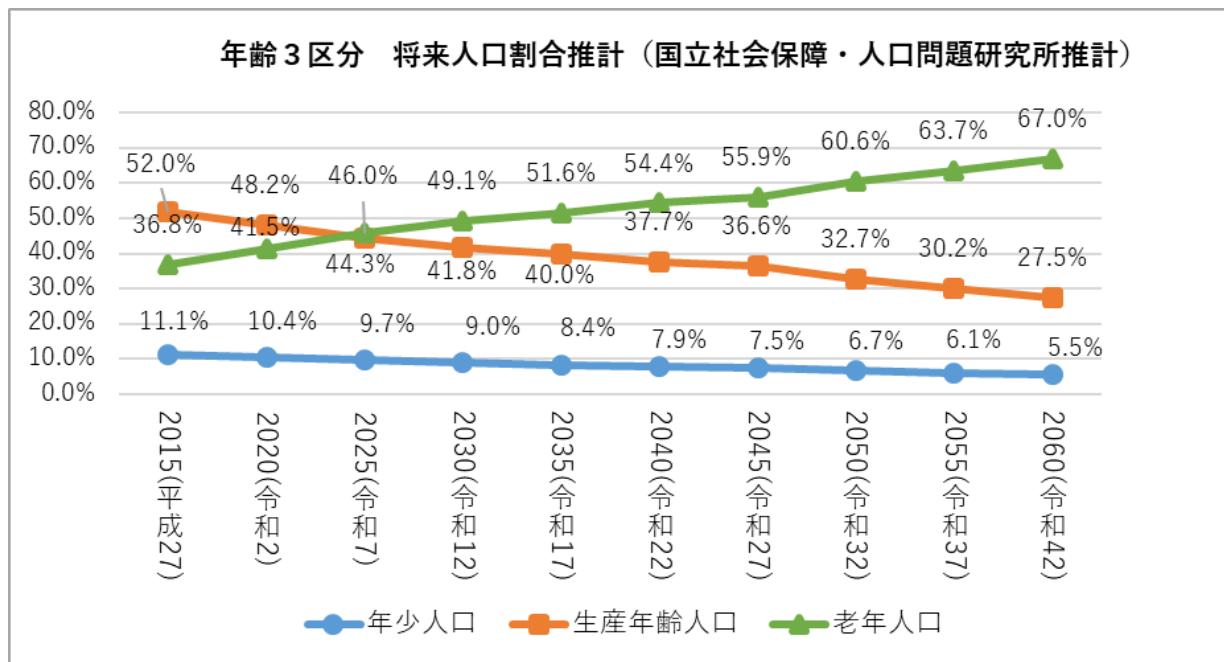
表1－1（3）人口の見通し



年齢3区分 将来人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2018（平成30）年推計）

（注）2050年以降は回帰分析による推計値。また、年齢不詳者を各年齢区分に按分しているため国勢調査等の数値と一致しない箇所がある。



年齢3区分 将来人口割合推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2018（平成30）年推計）

（注）2050年以降は回帰分析による推計値

表1－1（4）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 39,353	人 36,562	% △7.1	人 31,364	% △14.2	人 27,936	% △10.9	人 24,357	% △12.8	
第一次産業就業人口比率	% 71.7	% 65.6	—	% 59.3	—	% 51.7	—	% 45.8	—	
第二次産業就業人口比率	% 7.8	% 9.6	—	% 9.2	—	% 9.7	—	% 10.3	—	
第三次産業就業人口比率	% 20.5	% 24.8	—	% 31.5	—	% 38.6	—	% 43.9	—	

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 24,964	% 2.5	人 23,896	% △4.3	人 22,391	% △6.3	人 21,751	% △2.9	人 20,329	% △6.5
第一次産業就業人口比率	% 38.3	—	% 35.2	—	% 26.4	—	% 22.0	—	% 17.8	—
第二次産業就業人口比率	% 13.8	—	% 13.7	—	% 19.0	—	% 19.0	—	% 19.3	—
第三次産業就業人口比率	% 47.9	—	% 51.1	—	% 54.6	—	% 59.0	—	% 62.9	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,858	% △7.2	人 17,009	% △9.8	人 16,236	% △4.5
第一次産業就業人口比率	% 17.1	—	% 16.4	—	% 15.6	—
第二次産業就業人口比率	% 16.1	—	% 12.9	—	% 13.2	—
第三次産業就業人口比率	% 66.8	—	% 70.7	—	% 71.2	—

第3節 行財政の状況

1 行政の状況

本市を取り巻く環境は、依然として、人口減少・少子高齢化社会の進行、多様化・高度化する市民ニーズへの対応、自主財源や地方交付税の減少、老朽化した公共施設（建築物）やインフラの維持管理・更新など多くの課題を抱えている。「働き方改革」や「情報化社会に次ぐ新たな社会を目指すSociety5.0」の実現に向け、ＩＣＴ技術や民間委託等を活用した「仕事の効率化」と「地域社会における新時代の行政サービスの提供」を目的とする「スマート自治体」への転換など、行政に求められる役割は益々増大している。

これらを踏まえて、引き続き行政改革の取組を続けていく必要があるが、今後は、単にコスト削減のみを目指すのではなく、市民に新たな価値を届け、より暮らしやすく豊かなまちを次世代に繋ぐ「創造的な行政改革」に行政と市民が一体となって取り組む必要がある。

2 財政の状況

本市の財政は、市税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金、地方債等の依存財源が約8割を占める財政構造にあり、安定的な財政運営に必要な財源の確保が難しい状況にある。

また、今後、人口減少の影響による普通交付税の減少や公共施設の老朽化に伴う将来的な更新及び解体等にかかる費用の増加、近年実施した大型建設事業のために借入れた地方債の償還金の増加など、より一層財政構造の硬直化が懸念される。

今後も本市の最重要課題である人口減少対策や公共施設等の老朽化対策、多様化する市民ニーズに対応しながら持続可能な財政運営を行うため、事業の「選択と集中」により限られた財源を有効活用し、歳入に見合う歳出構造を堅持していく必要がある。

3 施設整備の水準

公共施設の整備については、道路事業、学校施設並びにごみ、し尿処理施設などの市民生活にとって重要な施設の整備を推進してきた。しかしながら、近い将来、老朽化による大規模改修や更新の時期を迎え、多額の経費がかかってくることが予想される。

今後の施設整備については、厳しい財政状況にあることから、重要性、必要性、緊急性などから優先順位を設定し、また、完成後の運営費、維持管理費といったランニングコストの負担も十分に考慮したうえで事業を選択し、緊急性が低いもの、事業費に対して経済的効果が低いものについては、中止を含め見直す必要がある。

表1－2（1）市町村財政の状況（地方財政状況調）

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	31,315,677	31,316,441	37,375,870
一般財源	19,602,503	19,159,156	17,997,998
国庫支出金	4,088,574	3,830,472	4,685,950
県支出金	2,086,121	2,372,664	3,378,705
地方債	3,494,200	3,055,900	7,651,300
うち過疎対策事業債	453,000	868,000	772,700
その他	2,044,279	2,898,249	3,661,917
歳出総額 B	30,431,031	30,220,205	36,028,674
義務的経費	15,308,641	14,289,845	13,510,033
投資的経費	4,292,854	3,845,082	10,004,674
うち普通建設事業	4,190,342	3,802,273	9,786,921
うち過疎対策事業費	211,660	516,507	729,796
その他	10,829,536	12,085,278	12,513,967
うち過疎対策事業費	440,171	772,463	418,407
歳入歳出差引額 C (A-B)	884,646	1,096,236	1,347,196
翌年度へ繰越すべき財源 D	246,111	219,145	713,803
実質収支 C-D	638,535	877,091	633,393
財政力指数	0.239	0.239	0.235
公債費負担比率	24.7%	20.5%	17.7%
実質公債費比率	14.5%	8.7%	5.7%
経常収支比率	88.9%	88.6%	93.2%
将来負担比率	60.1%	5.6%	12.6%
地方債現在高	38,977,752	35,634,750	39,165,825

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市道 改良率 (%)	40.3	44.8	46.4
舗装率 (%)	74.9	77.3	77.8
農道 延長 (m)	—	91,902	97,439
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	134.4	—	—
林道 延長 (m)	—	116,847	129,481
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.6	—	4.8
水道普及率 (%)	98.4	97.4	99.8
水洗化率 (%)	44.2	38.6	53.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	16.8	18.1	16.6

第4節 地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降、5次にわたり時限立法として制定された法律に基づき、それぞれの時代における社会情勢等を踏まえ、住民生活に必要な生活・産業基盤の整備を図るとともに、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の福祉やその他の福祉の増進、医療の確保、教育文化の振興、集落の整備などの過疎対策事業を実施してきた。

その結果、道路事業、学校施設及びごみ、し尿処理施設などの市民生活にとって重要な施設の整備は一定の成果を挙げることができたが、人口の減少や高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落があるなど、依然として厳しい状況が続いている。

人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題となっており、自らの地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握するとともに、地域の潜在的な有形無形の財産を再認識し、多様な地域資源を有効に活用しながら、個性豊かで持続的な地域社会の構築を図る必要がある。

今後の本市の持続的発展のための過疎対策については、「第2期五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標のもと、市民が主体となった特色ある地域づくりを進めていくこととする。

基本目標1. 五島の恵みを活かし、雇用を生み出す“しま”をつくる

- 基幹産業である農林水産業に安心して担い手が参入できるよう生産・経営基盤を強化し、域外から外貨を稼ぎ、地域経済をけん引する産業を目指す。
- 起業・創業支援の強化に加え、事業拡大のための地場産業の品質向上、技術革新、流通効率化、6次産業化を積極的に支援し、産業の育成に努める。
- 政府が第5期科学技術基本計画で示した Society5.0 の考え方を取り入れ、ロボットや IoT などの次世代産業の創出に取り組む。また、地場産業との連携、関連企業・研究機関等の誘致など、地域経済の活性化に取り組むとともに、外国人やあらゆる世代の労働者にとって働きやすい環境整備を進め、良質な雇用を創出する。
- 農水産品や椿関連商品等、地域資源のブランド化や各種販売促進活動を強化し、大都市圏への流通拡大を図る。また、都市部への販路拡大と出荷量拡大に向けて輸送コストの低減に向けた支援を行う。

基本目標2．五島の魅力を発信し、世界に誇れる“しま”をつくる

- 世界文化遺産の潜伏キリストン関連遺産や日本遺産、自然環境、文化、食などの地域資源やジオパークの仕組みを活用した魅力づくりに取り組む。また、全ての市民のおもてなしの心の醸成と、来島者のニーズに応えられる環境整備を進め、国内外の観光客及びリピーターの増加を図る。特に、外国語メニューの導入や翻訳システムの導入支援など外国人訪日旅行（インバウンド）対策の充実を図る。
- 高校生は卒業後に、進学又は就職のため島外に流出する。その一方、本市への移住者は増加傾向にあり、特に30歳代以下の世代が多く移住する動きが見られる。今後も就業や住まいなど、UIターン者の定住に関する不安解消に向け、環境整備の取組を強化する。
- 自然環境や社会環境においてスポーツ合宿に適した地であることを発信し、誘致を進め、子ども達には選手との交流により一流の技術を学ぶ場を提供する。また、既存スポーツ施設の改修やトレーニング機器の新設・更新を行うなどスポーツ施設等の充実を図る。
- 五島市の情報を戦略的に発信するため、発信する相手や情報を整理し、効果的な広報活動を推進することで地域ブランドの確立を図るとともに、観光や移住、スポーツ合宿地として選ばれる“しま”を目指す。

基本目標3．安全・安心で、住みやすさ日本一の“しま”をつくる

- 人口減少が進む中、安全・安心な暮らしが実現できるように地域が抱える課題等の解決に向け、各地区のまちづくり協議会等に対して支援する。また、ひきこもり状態にある人のいる家族の支援体制を確立する。さらに、五島日本語学校の留学生などの外国人が安心して暮らすことができるよう環境整備を行う。
- 地域包括ケアシステムの構築、認知症対策、地域ミニデイの拡充、見守り体制など地域福祉の充実、健康づくりの推進に取り組み、保健・医療・介護・地域の連携によって、できる限り住み慣れた地域で自分らしく健康で生活することができる環境を整備し、日本一健康な“しま”を目指す。
- 障がいのある人が、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けられ、安心して自立及び社会参加できる“しま”を目指す。
- 人口減少・少子高齢化が進む中、多様化する市内陸上交通の需要に対し、路線バスの効率化や乗合いタクシーなど持続可能な新交通システムの運用を図り、高齢者等の交通弱者が安心して生活できる環境を整備する。また、利用者の利便性向上のため、新たな航路開設などを要望し、五島つばき空港において航空機の給油機能の整備を検討する。さらに、航路・空路の維持活性化や運賃低廉化の適用範囲の拡大に向けて取り組む。
- 社会生活の基盤である道路・橋りょう、河川・排水施設、水道、公園、住宅、廃棄物処理、港湾、防災・消防施設、情報通信などの計画的な整備・維持管理を行う。また、国土強靭化計画を策定し、防災体制の充実強化を図る。

基本目標4．五島の宝・子どもが育ち、輝く“しま”をつくる

- 2017年（平成29年）の合計特殊出生率は、1.93と比較的高い水準にあるが、未婚化・晩婚化、出産・子育てに関する負担などにより、人口置換水準である2.07を下回っている。子育てをする家庭が仕事との両立を図り、次世代の宝である子どもたちが健やかに成長できるよう、子育てにかかる負担の軽減など、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援し、若い世代が希望を持てる“しま”を目指す。
- 子育てに係るニーズは多様化する傾向にあり、よりきめ細かな対応が求められている。このような中、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう子育て環境の充実を図るとともに、郷土の自然や文化、伝統などに接し、地域の課題を捉え、その解決に向けて活動することで、郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を持つ「五島の宝・子ども」を育てる。
- 小学校からの英語習得事業「プロジェクトG」を推進するほか、ICT教育の強化、さらには県立高等学校の魅力化を図り、グローバル人材の育成に取り組む。また、「しま留学」を推進し、しまの豊かな自然の中で都会では経験できない活動を通して、心身ともに健康な子どもを育成するとともに、島内外の子どもたちの交流による人材育成に取り組む。

第5節 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 目標人口

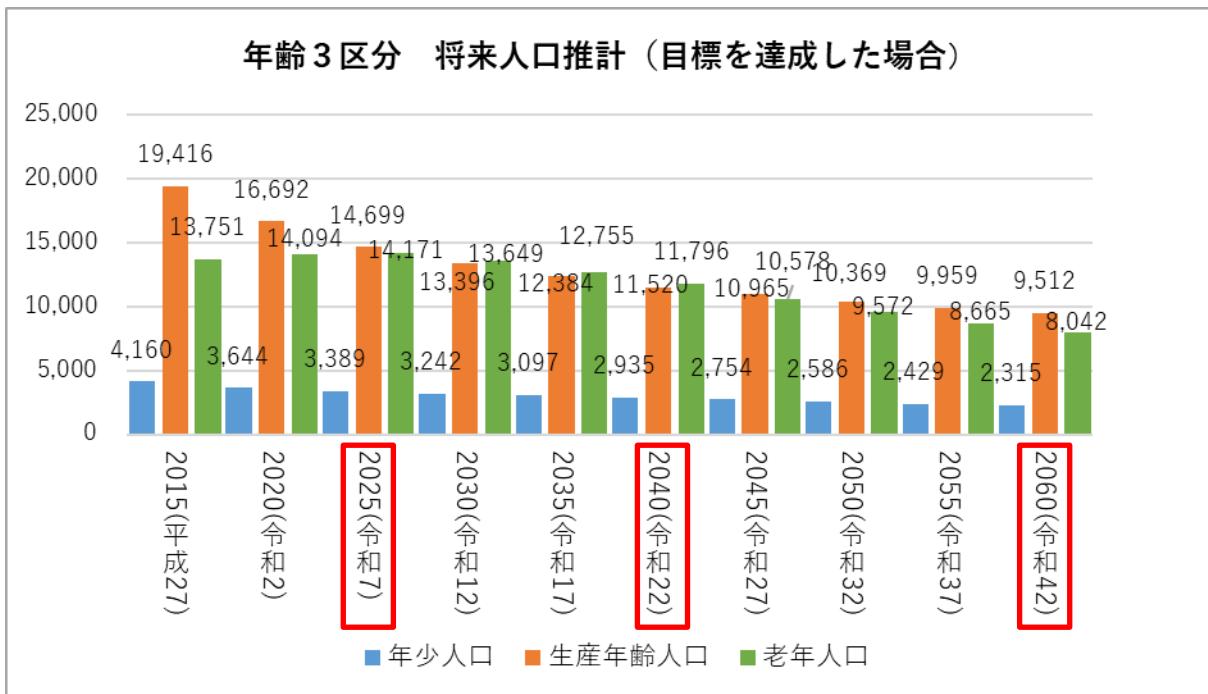
令和元年12月に策定した「第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき、下記のとおり設定し、持続可能な社会・経済活動の維持を図る。

	令和7年	令和22年	令和42年
人口目標	約32,000人	約26,000人	約20,000人

② 人口減少対策の方向性

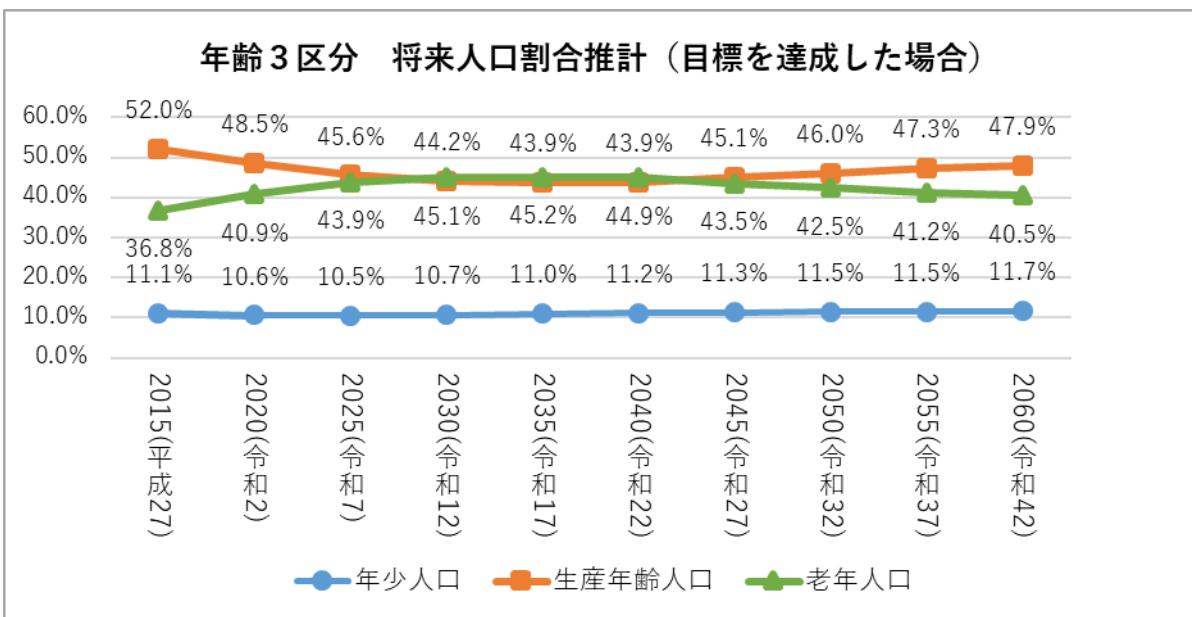
- 若い世代のための安定した雇用を創出し、高校卒業後の市内就職率の向上と島外へ転出した若者など、20歳代～30歳代の早い時期でのUIターンを促進する。
- 若い世代が望む出会い・結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えるとともに、就業や住まいなど、UIターン者の定住に関する環境を整備し、出生数の増加と若い世代の移住促進につなげる。
- 地域包括ケアシステムの構築、地域ミニディの拡充、見守り体制など、地域福祉の充実などに取り組み、高齢になっても住み続ける地域社会を構築し、健康寿命の延長を図る。

表1－3（1）人口目標を達成した場合の人口推計



(注)年齢不詳者を各年齢区分に按分しているため国勢調査等の数値と一致しない箇所がある。

表1－3（2）人口目標を達成した場合の将来人口割合推計



(注)年齢不詳者を各年齢区分に按分しているため国勢調査等の数値と一致しない箇所がある。

(2) 財政に関する目標

- 令和7年度において、財源調整基金残高47億64百万円以上を維持する。

目標指標	基準値 (令和2年度決算見込額)	目標値 (令和7年度)
財源調整基金残高	56億98百万円	47億64百万円

※財源調整基金＝財政調整基金＋減債基金

- 令和3年度から令和7年度までの間において経常収支比率95%未満、実質公債費比率9%未満を維持する。

目標指標	基準値	目標値 (令和3年度～令和7年度)
経常収支比率	94.5%	95%未満
実質公債費比率	9%未満	9%未満

第6節 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証の場である「五島市まち・ひと・しごと創生推進会議」にて毎年度実施することとする。

第7節 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第8節 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において、五島市公共施設等総合管理計画（以下「市総合管理計画」という。）との整合を図り、次の基本方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

同様に、改訂後の市総合管理計画との整合を図ることとする。

基本方針

本市の人口は、昭和 30 年をピークに減少に転じ、平成 27 年国勢調査では人口 37,327 人となっており、平成 2 年からの 25 年間で約 17,000 人減少している。本市が策定した「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」(以下「人口ビジョン」という)では、2060 年に人口 20,000 人を維持することを目標としている。20,000 人を維持したと仮定しても、平成 27 年度から、約 47% の減少となる。さらに財政状況も、歳入の増加が見込めない中で、扶助費は依然として増加傾向にある。

平成 27 年末で、本市が保有する主な公共施設 704 施設、1,333 棟、総延床面積約 34.0 万 m² のうち、1981 年以前に建設された（いわゆる旧耐震の）施設が 41.9% を占める。これらの施設は大規模な改修や建替えの時期を迎えることになるが、更新費用として、計画を策定した平成 29 年 3 月からの今後 40 年間で 1,472.1 億円（年平均約 36.8 億円）が必要と算定されている。またインフラ施設において、道路、橋梁の整備だけでも、627.7 億円（年平均約 15.7 億円）が必要と算定されている。両方を合わせると、2,099.8 億円（年平均約 52.5 億円）必要と算定されている。今後も財政の歳入は減少していくことは必至で、新設はもちろん、保有している全ての公共施設を更新・建替えすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえる。市はこれらの現状を踏まえ、公共施設等の維持管理のあり方として方針を掲げる。

方針 1 公共施設(建築物)の適正配置と安全性の確保と有効利用

【施設の適正配置】

人口減少が見込まれる中で、将来の世代に大きな負担を残さない形で全体の施設の適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量を目指すものとし、市総合管理計画を策定した平成 29 年 3 月からの 40 年間で、公共施設(建築物)の総延床面積を 40% 削減する。

新規整備に関しては、住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化を考慮した上で、ニーズや市場性を考慮した規模・機能を持った施設とする。既に整備が計画されている又は決定している施設に関しては、それぞれの建設計画に基づき建設を進め、完成後については、効率的な管理手法を検討し、維持管理費の最適化に努める。

【既存公共施設(建築物)の安全性確保と有効利用】

利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点に基づいて施設の統廃合や複合化の可能性を検討する。その結果、未利用となった施設については、民間への払下・貸付や解体撤去を積極的に行う。また、老朽化の状況や利用実態、今後の需要見通しを踏

まえ、今後とも市として保持していく必要があると認められた施設については、災害に対する安全性の確保、計画的な修繕・改修による品質の保持と長寿命化を目指し、施設の有効活用を図る。

方針 2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

【予防保全型の維持補修への転換】

ニーズの高い施設については、予防保全等の実施により長寿命化を図り、長く利用できるようにする。インフラ施設は、事後保全型管理から予防保全型管理へ転換する。維持補修の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位づけを行い検討する。

方針 3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す

【維持管理コストの最適化】

公共施設等を最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有、運営、維持するために、効率的な維持管理に努め、従来の管理手法に頼ることなく、新たな管理手法を検討していく。

1. 産業系施設

【現状と課題】

- 本市は、産業系施設を 46 施設保有している。
- 産業振興施設のうち 15 施設は築 30 年を越えており、劣化が激しい。また、地域の集会所としての利用が多く、産業振興のための施設としての利用はほとんど無い。

【基本的な方針】

- 産業振興施設で、主に地域の集会所として利用されているものは、市民文化系施設の公民館・集会所等として併せて検討し、同様に今後は、市が所有する施設を減らす方向で整理し、最終的には、本庁管内で数箇所、支所にはその地域の中核を担う施設をそれぞれ 1 箇所程度、二次離島にもそれぞれ 1 箇所程度を所有することとし、他の施設は、利用状況や周辺施設の設置状況を勘案しながら地元住民への譲渡、統合、廃止を検討する。
- 老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、運用や設備における省エネ策を検討することが望ましい。管理に要する委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や、委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ることも検討する。

2. 行政系施設

【現状と課題】

- 本市は、行政系施設を、32 施設、消防格納庫等 102 施設を保有している。
- 本庁舎や支所は、様々な手続きで集まる多くの住民に利用されている。
- 本庁舎本館は耐震性を有しておらず、建替える方向で検討が進められている。
- 消防署出張所は老朽化しており、耐震化されていないことから建替え等の検討が必要である。

【基本的な方針】

- 本庁舎本館は、市民生活を守り、身体及び財産、市民生活にかかわる多くの機能、情報を守り、また災害時には災害応急対策や災害からの復旧・復興拠点としての役割を果たすことができる庁舎に建替える。
- 支所・出張所、消防署出張所は、合築を含めた建替え等により耐震化を図る。
- 消防格納庫は、大規模な改修は行わず、公共施設等の維持管理方針による施設管理により維持する。

3. 公営住宅

【現状と課題】

- 本市は、公営住宅等を 50 施設保有している。
- 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全型の管理方式で、管理維持を行なっている。
- 基本的には計画どおりに進めているが、居住者の要望もあり一部計画の変更等が必要となってきた。

【基本的な方針】

- 公営住宅は歳入源としての価値があり、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新などの際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。
- 耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却または更新を推進する。
- 居住者がいるため、中長期的な視点での詳細な計画を立てる必要があり、既存の長寿命化計画を必要に応じて見直す必要がある。

4. 供給処理施設

【現状と課題】

- 本市は、供給処理施設を 17 施設保有している。
- プラント施設は、他の施設と比較して耐用年数が短く、大規模改修や建替えサイクルが短いため、コスト負担が大きな課題である。
- し尿処理施設については、平成 26 年度に奈留衛生センター、平成 27 年度に五島西部衛生センターを休止し、福江衛生センターでの一元処理を行うことで、平成 28 年度以降の運営管理コストの大幅な削減を見込んでいる。

【基本的な方針】

- 供給処理施設は個別計画（マネジメント計画）を策定し、公共性や整備目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。

5. 子育て支援施設

【現状と課題】

- 本市は、子育て支援施設を 4 施設保有している。
- 保育所は全て築 40 年を経過しているが、今後も入所の見込みがある。

【基本的な方針】

- 幼稚園及び保育所のあり方については、子ども・子育て支援新制度のもと、園児数の推移、利用者ニーズを把握し、建物状況等を勘案する中で、施設の集約化等を検討する。
- 子育て支援施設は、地域との関連が深く、利用者が減少傾向にあることから単純に統廃合等の判断をすることは難しいため、今後は民営化の検討及び他施設等との統合等も視野に入れ、検討していく。

6. 保健・福祉施設

【現状と課題】

- 本市は、保健・福祉施設を 20 施設保有している。
- 福祉保健施設は合併前の旧町の施設で、整備数に地域差があり、三井楽地域には複数整備しているが、玉之浦地域にはまったく整備をしていない。
- 保健・福祉施設は、各施設の利用状況だけでなく、地域性や公共施設の必要性等を踏まえ、適正な施設の配置及び運営方法の適正化を図る必要がある。

【基本的な方針】

- 保健・福祉施設は、市民の健康保持及び福祉の増進を図るための施設であり、周辺地域の民間事業所の設置状況等も踏まえ、施設の適正配置について検討する。
- 今後も維持が必要な施設は、長期間利用できるように、定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。

7. 医療施設

【現状と課題】

- 本市は、医療施設を 17 施設保有している。
- 医療施設は地域にとって重要な施設であるが、9 施設が築 30 年を経過している。

【基本的な方針】

- 人口減少・高齢化等を見据えながら、地域の医療ニーズと照らし合せた医療機能の提供について効率的な管理・運営が実施できるよう検討する。
- 医療施設は、市民の健康保持を図るための施設であり、今後も長期間利用できるように定期的な点検と計画的保全により施設機能の維持を図るとともに、施設の適正配置についても検討する。

8. 学校教育系施設

【現状と課題】

- 本市は、学校教育系施設を 122 施設保有している。
- 段階的に統廃合を進めており、学校数の縮減は計画的に実施している。
- 耐震化の対応は完了しつつあるものの、老朽化等、劣化の進行している校舎等も多くある。
- 教職員が入居していない教職員住宅には、一般市民が利用しているものがある。

【基本的な方針】

- 将来の児童・生徒数、現在の整備位置及び国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、統廃合による縮減を検討する。
- 廃校後に普通財産となる施設については、転用または、売却や譲渡を検討する。ただし老朽化が激しいものや、大規模改修を要するものは、解体を検討する。
- 小学校や中学校については地域と連携が重要であり、今後の整備計画等を含んだ個別計画の策定が必要である。その上で、計画に沿って改修・統廃合の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた実施時期を明確にする。

9. 社会教育系施設

【現状と課題】

- 本市は、社会教育系施設を 10 施設保有している。
- 社会教育系施設は市民の文化の発展に寄与してきた施設である反面、施設を取り巻く環境の変化により、利用が低迷している施設等もある。

【基本的な方針】

- 老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、運用や設備における省エネ策を検討することが望ましい。管理に要する委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や、委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ることも検討する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・関係人口の促進

過疎地域においては、人口減少、少子高齢化が進展している。本市では、平成30年度から令和2年度にかけ、3年連続で移住者数が200人を超えており、人口減少対策として移住促進事業が担う役割は大きい。

近年では、企業によるテレワーク導入や個人の価値観の多様化により、都市部から過疎地域等への移住を検討する人が増加している。今後は時流に沿った情報発信やながさき移住サポートセンター、各市町及び関係機関等との連携により、住まいと仕事を確保し、さらなる移住促進を図る。

また、移住者の定住率を向上させるため、相談支援や移住者間の関係構築を推進する。

2 地域間交流の促進

本市のまちづくりを応援したい方々との繋がりを持つため、ふるさと納税制度を活用し、全国に向けた本市の魅力発信及び特産品の紹介を行っている。来島者や寄附者と特産品を生産する事業者との繋がりなど、継続的な交流促進を図る。

また、本市出身者をはじめとする五島市を愛し、故郷とする方々に「五島市心のふるさと市民」として登録していただいている。本市の情報の受け手及び周辺への発信者として協力を求め、本市出身者以外の方々へ輪を広げることで、ネットワークの構築及び交流を促進する。

3 地域社会の担い手となる人材の育成

地域が抱える課題等の解決に向け、専門的知識、技術、経験等を有する地域おこし協力隊をはじめ、関係人口を含む島内外の多様な人材を活用した地域活性化を推進する。

第1節 現況と問題点

1 移住・定住・関係人口の促進

本市への移住相談件数は増加傾向にある。令和2年度は364件の相談があり、前年度と比較して109件増加した。過疎地域等への移住に対する関心が高まる中、今後はさらに戦略的

な情報発信が必要である。併せて、ながさき移住サポートセンターとの連携により、移住相談会の実施及び移住希望者の情報共有を行っており、今後も連携を図る。

また、移住者を受け入れる環境整備として、住宅の確保が重要であるが、賃貸物件や良質な空き家が不足している状況である。引き続き、新たな空き家の発掘や、定住促進に向けた空き家改修支援など、空き家バンク登録済み物件の所有者と移住者等のマッチングを推進する必要がある。

また、子育て世代である新婚家庭に対する定住に向けた支援や、若年層の移住促進に向けた経済的支援を行う。

【移住者の推移】			(単位:人)	【相談件数の推移】			(単位:件)
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
202	223	204		308	255	364	

資料「地域協働課調べ」

2 地域間交流の促進

ふるさと納税制度による本市への寄附件数及び寄附額は増加傾向にあり、令和 2 年度の実績は、寄附額 279,732,202 円、寄附件数 13,305 件であった。寄附金は「ふるさとづくり基金」として積み立て、これを財源として地域振興事業を実施している。引き続き、寄附額の増による歳入確保とともに、地域経済の活性化及び市の魅力発信による島外者との交流促進を図る必要がある。

また、「五島市心のふるさと市民」については、現在の登録者数は令和 2 年度末時点で 22,046 名である。さらなる登録の推進と、本市の情報発信における協力など、登録者を活かした取組が必要である。

【ふるさと納税の実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
寄附額 (円)	180,240,043	136,560,001	208,440,405	200,031,003	279,732,202
寄附件数 (件)	6,349	4,463	5,793	7,738	13,305

資料「政策企画課調べ」

3 地域社会の担い手となる人材の育成

人口減少や過疎化、個人の価値観の多様化により、地域が抱える課題も複雑になっている。

本市では、平成 23 年度から地域おこし協力隊制度を導入し、隊員の経験や特技を活かして地域課題の解決に取り組んでいる。

また、大学と連携した地域活性化に資する取組として、地域課題解決型のフィールドワークを導入している。

今後も、地域社会の担い手となる多様な人材の活用及び育成が必要である。

第2節 その対策

1 移住・定住・関係人口の促進

- ① 移住者に対する就業支援や情報提供を行う。
- ② 移住者間の交流の場を創出する。
- ③ リモートワーク受入体制を充実させ、二地域居住などの関係人口の拡大を推進する。
- ④ 町内会等と連携し、良質な空き家物件の発掘に取り組む。
- ⑤ 空き家バンク制度を適切に運用するとともに、空き家活用促進事業補助金による改修支援を行い、定住のための住宅を確保する。
- ⑥ 子育て世帯等への移住支援制度の充実を図る。
- ⑦ 若年層の経済的自立を支援することで移住者の定住促進を図る。

2 地域間交流の促進

- ① ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）を活用して本市の知名度向上に努め、島外者との交流を促進する。
- ② 「五島市心のふるさと市民」への登録を推進し、登録者を活かした取組を行う。

3 地域社会の担い手となる人材の育成

- ① 地域の課題解決に向け、ミッション型地域おこし協力隊を活用する。
- ② 大学と連携した地域活性化施策を推進する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(1)移住・定住	空き家改修補助金 1,000千円×15戸分	個人	
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	移住定住	<p>UI ターン促進事業</p> <p>【目的】</p> <p>本市の魅力を幅広く発信し、移住を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>都市部での移住相談会への参加、移住ガイドブックの作成等を行い、本市の魅力や移住情報について幅広く発信する。また、移住希望者のニーズに応じた案内を行うことで、移住に関する不安を解消し、移住を促進する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の増加 ・関係人口の増加
		<p>ばらかもん奨学助成事業</p> <p>【目的】</p> <p>人口減少対策として若年層の移住を推進することで、社会増及び自然増を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>35歳未満の方を対象に、返還すべき奨学金の額及び利息相当額のうち実際に返還した奨学金の額及び利息相当額を助成金額とし、年間36万円（Iターン者にあっては年間24万円）を上限として交付する。対象となる奨学金は、五島市、長崎県、日本学生支援機構から借りた奨学金とする。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の経済的自立 ・移住定住の促進

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第3章 産業の振興

1 農林水産業の振興

農業については、後継者の育成、ブランド化等による高付加価値化、地産地消、環境保全型農業を推進するとともに、中山間地域における良質な農地の維持、保全、集積等の基盤整備に取り組んでいく。また、畜産業の一層の振興を図り、畜産農家の安定した経営を目指す。

有害鳥獣対策については、鳥獣による農林業等に関する被害防止のための施策を推進していく。

林業については、生産基盤として重要なだけでなく、流域や海洋の自然環境保全、山地災害防止、人の心を癒すなどの多面的な公益機能を有している。木材の有効な活用方法を確立し、地産地消の観点から林業と木材産業が一体となって生産、流通体制の整備を進めていく。

水産業については、持続可能な水産資源の活用と担い手の育成を図るとともに、漁船機器等の近代化等による漁業経営の改善を図り、基盤強化を図る。

2 商工業の振興

新たな商品開発を推進するとともに、地域の特性に合った商工業を展開し、販売額等の増加を目指す。そのために、五島産品のブランド化や各種プロモーションの強化により大都市圏などへの流通拡大を図るとともに、商店街の活性化や商工会等の育成強化も進めていく。

また、地域の特性を活かした新産業の拡大、就業者数の増加を目指し、起業・事業拡大に向けた支援の強化や企業立地優遇制度を活用した企業誘致に取り組む。

3 観光又はレクリエーションの振興

世界文化遺産、日本遺産、自然環境、食などの地域資源を活かした魅力づくりに取り組むとともに、おもてなしの心の醸成と来島者ニーズに応えられる環境整備を進め、国内外の観光客及びリピーターの獲得に努める。併せて、県内外の市町等と連携し、観光分野における離島の魅力を発信することで、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。

また、修学旅行受入に加え、団体ツアーやイベント時の受入など、民泊事業の多角化により、事業の拡大を図る。

スポーツの振興については、スポーツイベントの実施及びスポーツ合宿の誘致等を積極的に行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、本市の知名度向上を図る。

同時に、ジオパーク推進の取組を充実させ、貴重な地域資源の保全及び活用により、地域の持続的な発展を図る。

第1節 現況と問題点

1 農林水産業の振興

(1) 農業

農家戸数は、平成12年に1,757戸あったが、令和2年には847戸と、20年間で910戸が減少しており、農業の経営形態については、水稻、肉用牛を中心に葉たばこ、施設園芸等を組み合わせた複合による個別経営が中心である。

農業就業人口は、平成12年の2,011人から令和2年には1,016人と995人が減少する中、就業者の年齢層も60歳以上の割合が64.7%から76.5%と増加しており、農業就業者の高齢化や後継者不足により、農地、農業用施設の維持管理が困難な状況である。

また、農地が狭小・不整形で分散しているため、効率的な農業経営の確立に大きな支障をきたしている状況である。

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にあり、拡散防止や駆除等の対策を実施することで農作物被害を最小限に留めている状況であるが、監視体制の整備や防護柵の設置・メンテナンス、捕獲員の育成など継続した取組が必要である。

【農業の状況】

農家数の推移					(単位：戸)
平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
1,757	1,416	1,234	1,030	847	

(注)平成12年～平成27年は販売農家数

資料「農林業センサス」

令和2年は個人農業経営体数

年齢別農業就業人口（基幹的農業従事者）

(単位：人、%)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
実数 (人)	15～39歳	120	97	98	68	66
	40～59歳	590	479	429	307	173
	60歳以上	1,301	1,068	1,114	978	777
	合計	2,011	1,644	1,641	1,353	1,016
構成比 (%)	15～39歳	6.0	5.9	6.0	5.0	6.5
	40～59歳	29.3	29.1	26.1	22.7	17.0
	60歳以上	64.7	65.0	67.9	72.3	76.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料「農林業センサス」

(2) 林業

木材価格の低迷や所有者の高齢化による森林経営意欲の減退が未整備の森林増加へつながり、森林の多面的機能発揮の低下が懸念される。

【林業の状況】

1ha 以上の林家戸数						(単位: 戸)
平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	
670	648	673	625	496	405	

資料「農林業センサス」

(3) 水産業

漁業経営体数は、平成 5 年には 1,445 経営体であったが、漁船漁業経営体の減少等により平成 30 年は 508 経営体まで大きく減少している。また、漁業就業者は平成 5 年の 2,751 人から平成 30 年には 952 人となり約 3 分の 1 まで減少している。

近年の水産業は、磯焼けの進行に加え、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業用燃油価格の高騰など厳しい状況が続いている。特に、磯焼けによる資源の減少は深刻な課題である。

このような中、漁業集落と連携し、原因と考えられる生物の駆除や放流による資源回復に取り組んでいる。

また、先駆的漁労機器等の導入を支援し、漁業者の経営基盤の強化を図っている。

そのほか、多くの雇用を創出しているマグロ養殖の推進において、先端技術を活用した安定的な生産環境の創出に向け取り組んでいく。

【漁業の状況】

経営体数の推移						(単位: 経営体)
平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	
1,445	1,278	1,024	860	674	508	

資料「漁業センサス」

年代別就業人口		(単位:人)					
		平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
実数	15~39 歳	571	358	228	197	164	137
	40~59 歳	1,217	976	790	667	486	324
	60 歳以上	963	1,005	766	637	500	491
	計	2,751	2,339	1,784	1,501	1,150	952
構成比(%)	15~39 歳	20.8	15.3	12.8	13.1	14.3	14.4
	40~59 歳	44.2	41.7	44.3	44.4	42.3	34.0
	60 歳以上	35.0	43.0	42.9	42.5	43.4	51.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料「漁業センサス」

2 商工業の振興

(1) 地場産業の振興

豊かな自然の恵みを有する本市には、優れた農水産物や特産品等が数多くあり、都市部において物産展等を開催しているが、未だ知名度が低く販路拡大が課題である。消費者の多様化するニーズを的確に把握し、戦略的な P R や新商品の開発に取り組み、販路拡大を図る必要がある。

(2) 企業誘致対策

離島という地理的条件もあり、製造関連企業の誘致が進まないため、情報通信サービス関連企業を中心に誘致を進めている状況である。誘致が実現した企業においては、企業が求める人材が不足する等の課題がある。

(3) 起業、事業拡大等の促進

基幹産業が農林水産業である本市は、新しく事業を始める要素や要因が少ない状況にあったが、近年は、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業を活用し、様々な業種で起業及び事業拡大等が行われている。今後も本事業により起業及び事業拡大等をしやすい環境を維持し、雇用の拡充を図る必要がある。

(4) 商業の振興

商工業者の高齢化と後継者不足が進行しており、空き店舗が増加している。また、人口減少による購買力の低下に加え、インターネットによる通信販売などの拡大により、地元商工業者を取り巻く状況は厳しさを増している。

3 観光又はレクリエーションの振興

本市の観光客数は、令和元年に 252,657 人と過去最高を記録したが、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響により、123,703 人と大きく減少した。

これまで、世界文化遺産の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を中心とした地域資源の磨き上げを行い、観光客の誘致拡大を図ってきた。今後は、県内市町等と連携を図り、世界文化遺産を活用した観光客の誘致拡大、観光ガイドの育成を図る。併せて、日本遺産やジオパークなどの新たな地域資源を活用し、旅行商品・滞在プランの開発や体験プログラムの整備に取り組む必要がある。

また、民泊事業による誘客拡大に向け、新規開業や常時受入可能な民泊件数の拡大を図る必要がある。

スポーツの振興については、スポーツ合宿及び大会の誘致など、市外からの参加が多く知名度のあるスポーツイベントを開催し、交流人口の増加と地域活性化を図るとともに、市外の参加者と市民との交流を深め、まちの賑わいづくりを図る必要がある。

ジオパーク活動の推進については、日本ジオパーク認定を目指し、ジオガイドの育成や学校教育のほか、島原半島ジオパーク協議会及び県内市町と連携した取組を実施している。今後は市民のジオパークに対する理解を促す活動や拠点施設の整備を図る必要がある。

【観光客数の推移】							(単位：人)
平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
203,765	211,316	206,555	213,371	240,131	252,657	123,703	

資料「観光物産課調べ」

【修学旅行受入人数の推移】							(単位：人)
平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
679	1,308	2,903	4,017	4,129	5,337	530	

資料「観光物産課調べ」

【民泊軒数の推移】※年度							(単位：軒)
平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
81	130	148	164	157	166	162	

資料「観光物産課調べ」

第2節 その対策

1 農林水産業の振興

(1) 農業

- ① 担い手の育成及び農地集積を推進する。
- ② 農地の区画整理や用排水施設等、生産基盤の充実を図る。
- ③ 有害鳥獣対策や耕作放棄地の解消・発生防止、中山間地農業・農地等の保全活動への支援など、農業生産の環境整備を推進する。
- ④ 水田の有効活用、園芸作物の生産拡大、繁殖雌牛の増頭など、農畜産物の生産振興に取り組む。
- ⑤ 高菜加工、ワイン醸造、緑茶加工など、加工品の開発・拡大による農業の6次産業化を推進する。
- ⑥ 五島牛・五島豚をはじめ、ブロッコリー・スナップエンドウなどのブランド化や認知度向上を進める。
- ⑦ 施設園芸の燃料費や、島外出荷・生産資材の移入にかかる輸送費を支援する。

(2) 林業

- ① 搬出間伐を推進し、公共建築物への地元産木材の活用と製品の島外出荷を促進する。
- ② 施業の集約化によるコスト削減、人材育成、生産体制の整備を推進する。
- ③ 市が経営管理権を取得した未整備の森林において間伐を実施し、森林の多面的機能の回復に努める。
- ④ 耕作放棄地や公共用地等への椿の植栽や適正管理による椿実の増産を図り、椿油の増産と関連商品の開発につなげる。

(3) 水産業

- ① 漁家子弟を中心とした新規就業者の受入れを支援する。
- ② 雇用型漁業における雇用の確保に努める。
- ③ 燃油価格の高騰による対策を行う。
- ④ 渔港施設の機能強化、整備を行う。
- ⑤ 魚礁・増殖場の整備による漁場造成を行う。
- ⑥ 資源回復に向け、漁業集落等と連携し、磯焼け対策を行う。
- ⑦ マグロ養殖基地化をさらに推進するため、企業や大学等との連携を図り、施設等の整備など生産基盤の充実を目指す。
- ⑧ 雜魚を活用した加工品開発を支援する。

- ⑨ 「五島べ」を中心としたブランド化と販路拡大を図るため、普及活動に取り組むとともに、鮮度保持技術の向上を支援する。
- ⑩ 水産品の輸送費を支援する。

2 商工業の振興

(1) 地場産業の振興

- ① 特產品の開発、販売体制を整備する。
- ② 五島産品のブランド化を推進する。
- ③ 戦略產品等の輸送費を支援する。
- ④ 地場産業を支える人材を育成する。

(2) 企業誘致対策

- ① 企業誘致活動、立地優遇制度を充実させる。
- ② 企業の求める人材を育成する。
- ③ IT 関連企業等の誘致促進のため、インフラ整備や遊休資産を有効活用する。

(3) 起業、事業拡大等の促進

- ① 雇用創出を伴う起業者を支援する。
- ② 就業者の増加に向けた事業拡大等を支援する。

(4) 商業の振興

- ① 中心市街地の活性化を図る。
- ② 各種融資制度、助成制度の充実を図る。
- ③ 商工会議所、商工会の育成強化を図る。
- ④ 中小企業の振興を図る。

3 観光又はレクリエーションの振興

(1) 観光の振興

- ① 本市の魅力を活かした旅行商品、滞在プラン及び着地型旅行商品を開発する。
- ② 観光ガイドの育成を推進する。
- ③ 民泊教育旅行を推進する。
- ④ 観光客受入施設及び環境を整備する。
- ⑤ デジタル技術を活用したスマート観光によりインバウンド対策を推進する。

- ⑥ 観光地域づくりプラットフォームを形成する。
- ⑦ 国内外に向け、効果的な観光プロモーションを展開し、知名度の向上を図る。
- ⑧ 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や「日本遺産」等の地域資源を活用した周遊ルートを整備する。
- ⑨ 長崎県スポーツコミュニケーションと連携し、スポーツ合宿や大会の誘致を促進する。
- ⑩ 市民やスポーツ活動団体等が効果的に活用できるスポーツ施設の整備を図る。
- ⑪ SNS 等を活用した誘客イベントの宣伝活動を強化する。
- ⑫ 参加者の声を活かし、イベント内容及びスポーツ施設の充実を図る。
- ⑬ 市外からの集客を促進する新たなスポーツイベントを発掘する。
- ⑭ ジオガイドの育成と確保に努める。
- ⑮ 五島列島ジオパーク構想の拠点施設を整備する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	県営農地整備事業（久賀地区） 区画整理 A = 20.4ha	県	
		県営農地整備事業（寺脇地区） 区画整理 A = 56.6ha	県	
		県営農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) (鎧瀬地区) 区画整理 A = 30.9ha	県	
		県営農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) (富江・日の出地区) 区画整理・畑かん施設 A = 27.5ha	県	
		県営基幹水利保全事業 (川原ダム) ダム 1ヶ所	県	
		県営防災減災事業 (五島（岐宿）地区) ため池 2ヶ所	県	
		団体営農業水利施設 ストックマネジメント事業 (川原ダム関連用水施設) 用水施設 1式	土地 改良 区	
		県営防災減災事業（富江地区） ため池 4ヶ所	県	
		県営農地整備事業 (富江・山下地区) 区画整理・畑かん施設 A = 60.0ha	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	県営基幹水利保全事業 (繁敷ダム) ダム 1ヶ所	県	
		県営防災減災事業 (富江第2地区) ため池 1ヶ所	県	
	水産業	荒川漁港水產生産基盤整備事業 (県営事業負担金) 係留施設、輸送施設、 用地施設 1式	県	
		荒川漁港強い水産業事業(県営) 車止め	県	
		奈留漁港機能増進事業 (県営事業負担金) 外かく施設(護岸・防波堤) 1式	県	
		県単独修築事業 (県営事業負担金) 外かく施設ほか 1式	県	
		県単自然災害事業 (県営事業負担金) 護岸改良ほか 1式	県	
		鬼岳漁港(黄島地区) 機能保全事業 浮桟橋 1基	市	
		鬼岳漁港(赤島地区) 機能保全事業 西防波堤 1式	市	
		万葉漁港(八ノ川地区) 機能保全事業 東防波堤 1式	市	
		大浜漁港(大浜地区)漁村再生事業 突堤・物揚場 1式 測量 1式	市	
		大浜漁港(増田地区)漁村再生事業 護岸・防波堤 1式	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	水産業	増田漁港海岸保全事業 護岸（消波工） 1式	市	
		管内浜の活力再生・成長促進交付金事業 (県営事業負担金) 付属工 1式	県	
		倭寇漁港（女亀地区）漁村再生事業 船揚場 1式、 防風フェンス 1式、 用地施設 1式	市	
		新樅島漁港（伊福貴地区）漁村再生事業 浮体式係船岸 1式、 防風フェンス 1式、 浮桟橋 1基	市	
		倭寇漁港（坪地区）漁村再生事業 防波堤 1式、 離岸堤 1式	市	
		山下漁港漁村再生事業 物揚場 1式	市	
		万葉漁港（八ノ川地区）海岸保全事業 護岸 1式	市	
		万葉漁港（柏地区）漁村再生事業 防波堤 1式	市	
		五島西（貝津地区）漁村再生事業 物揚場 1式	市	
(3)経営近代化 施設				
	水産業	福江地区製氷施設 製氷施設の整備	市	
		岐宿地区荷捌施設 荷捌施設の整備	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光客受入環境整備事業 説明板・誘導版・観光トイレ等の整備改修	市	
		観光施設等維持補修事業 経年劣化等による指定管理施設の維持補修	市	
		鑑瀬ビジターセンター及び周辺施設再整備事業 施設の再整備、解説板整備、ジオサイトの安全対策	市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>担い手育成確保支援事業</p> <p>【目的】 減少する第一次産業の就労人口を確保するため、農業に従事しようとする者を支援し、労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。</p> <p>【内容】 長崎県立農業大学校が開催する農業大学校体験カレッジに参加を希望する五島市内にある高等学校に在籍する者に対し、五島市農業大学校体験カレッジ受講支援事業補助金（交通・宿泊費）を交付する。 五島市農業研修支援事業を実施する。</p>	個人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の後継者育成 農産物の安定供給 労働力の定着化 地域産業の振興
	五島牛振興事業	<p>【目的】 肉用牛の資源の維持と導入拡大を円滑に進める。</p> <p>【内容】 肉用牛の導入経費の一部を補助し、畜産経営の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜農協等有導入事業 家畜特別導入事業 優良繁殖雌牛導入事業 	個人 農協	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内繁殖雌牛の改良及び増頭 五島家畜市場の活性化 農業所得の向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	第1次産業	<p>燃油高騰対策事業（園芸・漁業）</p> <p>【目的】 燃油高騰により圧迫されている農業及び漁業経営の安定を図る。</p> <p>【内容】 農業経営、漁業経営における燃油購入に要する経費を助成する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業及び漁業への意欲向上 安定した経営の維持
	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	<p>【目的】 保安林機能の低下が懸念されているため、残った健全な松の枯れを防止する。</p> <p>【内容】 市内4カ所（高度公益機能森林）において保全すべき松林へ薬剤を注入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安林機能の維持
	漁業後継者育成事業	<p>【目的】 漁業の後継者不足は深刻な問題であるため、移住者、漁家子弟者に漁業技術を習得・独立させることで、漁業後継者の増加と定着率の向上を図る。</p> <p>【内容】 新規漁業希望者を対象に、1年間の生活費等の助成、経営開始時の漁船の導入支援及び体験講習会等を開催する。</p>	漁協	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁村の活性化 水産物の安定供給 労働力の定着化 地域産業の振興

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	第1次産業	<p>水産多面機能発揮対策交付金事業</p> <p>【目的】</p> <p>漁業者等による水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動を支援し、水産業の再生、漁村の活性化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>環境、生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保に向けた取組を支援する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で新鮮な水産物の安定的提供 ・生命、財産の保全 ・保健休養、交流、教育の場の提供
		<p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>【目的】</p> <p>水産資源の減少と漁業就業者の減少・高齢化が進行する状況の下で、離島漁業の再生のため、地域資源である漁場の生産力の向上と新規漁業就業者の育成・確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>漁業集落の創意工夫を活かした取組や漁業後継者対策の取組を支援する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営の安定 ・漁村の活性化
		<p>五島市鳥獣被害対策 ICT イノベーション事業</p> <p>(令和3年度過疎地域持続的発展支援事業)</p> <p>【目的】</p> <p>ICT を利用した鳥獣予報発信のネットワークを構築することにより、被害を未然に防ぎ、鳥獣害に対して強い集落を創る。</p> <p>【内容】</p> <p>携帯電波の届かない山間部で ICT 技術を利用するため ICT 中継器を導入する。また、鳥獣被害予測システムを構築し、市民へ被害予報を発信する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の抑制 ・獣害に強い集落の構築

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	商工業・ 6次産業化	<p>物産振興対策事業</p> <p>【目的】 商工業、農林水産業等の産業を育成し、販促活動の強化、都市部でのPRを展開し、產品のブランド化や市内物産事業者の規模拡大を図る。</p> <p>【内容】 物産展の開催、販売ツール作成及び產品販路拡大等の委託を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の活性化 ・產品ブランド化による知名度の向上 ・雇用の場の創出
	観光	<p>観光 PR イベント開催事業</p> <p>【目的】 観光 PR イベントを開催し、本市の魅力を伝えることで、観光客の誘致拡大を図る。</p> <p>【内容】 市内外における各種 PR イベント開催経費を負担する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の認知度向上 ・観光振興及び地域活性化
		<p>外国人観光客受入体制整備事業</p> <p>【目的】 インバウンドの受入体制を整備し、外国人観光客の誘致拡大を図る。</p> <p>【内容】 外国人観光客誘致に向けた営業及び海外への情報発信を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の増加 ・地域活性化及び異文化交流の促進
		<p>ジオパーク推進事業</p> <p>【目的】 次の世代も住みやすい郷土とするため、大地に配慮した新たな仕事を増やす。</p> <p>【内容】 全国大会・研修会等への参加、専門家との協議、ジオサイト調査、五島列島ジオパーク推進協議会負担金等を行う。</p>	市 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な経済活動の発展 ・ジオガイド育成の推進 ・リピーターの獲得

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	観光	<p>体験型観光受入体制整備・誘客事業</p> <p>【目的】 体験型観光の推進を図るため、市内協議会等の受入体制を強化し、体験型教育旅行等の誘致拡大に取り組む。</p> <p>【内容】 体験型観光受入体制整備、体験型観光コーディネート機能強化、誘客プロモーション、教育旅行誘致拡大、体験プログラムの拡充。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人、自然の大切さを再確認する機会の創出 コミュニケーション力の向上 食育の推進 地域経済の活性化
	滞在型観光推進事業	<p>【目的】 「もう一泊」滞在したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力を旅行商品化し、滞在型観光の促進を図る。</p> <p>【内容】 有人国境離島法の滞在型観光推進事業の実施（旅行商品の開発及び販売促進、誘客実証事業、滞在型観光推進のための情報発信）</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 着地型旅行商品の販売促進 交流人口の増加 関係人口の増加
	スポーツイベント開催推進事業	<p>【目的】 市外からの参加が多く知名度のあるスポーツイベントを支援し、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 五島列島夕やけマラソン大会 五島長崎国際トライアスロン大会 マラニック大会 五島つばきマラソン大会 	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりの推進 交流人口の増加 関係人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	観光	<p>スポーツ交流人口拡大推進事業</p> <p>【目的】</p> <p>スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大とまちの賑わいづくりを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>合宿受付及び営業活動の体制を整備することで、スポーツ合宿誘致や営業宣伝活動を行うとともに、合宿を行う団体を支援する。また、地元中高校生へのスポーツ指導、交流試合等により、島外者と市民との交流を深める。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域活性化 ・交流人口の拡大 ・関係人口の増加
	企業誘致	<p>企業支援事業</p> <p>【目的】</p> <p>中小企業の支援及び創業時の負担軽減により、商工業の促進及び振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五島市中小企業振興資金利子補給金及び保証料補助 ・五島市創業資金利子補給金及び保証料補助 ・五島市経営改善貸付利子補給金 	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営安定化 ・創業者の増加による地域産業の発展 ・良質な雇用の場の創出
		<p>企業誘致対策事業</p> <p>【目的】</p> <p>産業振興及び雇用の増大を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>市の条例に基づき指定を受けた企業に対し、雇用補助金などにより支援する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な雇用の場の創出 ・若者の島内就職率の向上 ・移住者等の就労人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	基金積立	<p>しま共通地域通貨事業</p> <p>【目的】 観光客の誘致及び消費促進を図る。</p> <p>【内容】 長崎県内の関係離島で共通に使用できる「しま共通地域通貨」の発行に係る経費を負担する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の増加 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加 ・消費拡大による地域活性化

第4節 産業振興促進事項

1 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
五島市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

2 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「第2節 その対策」及び「第3節 計画」のとおり

第5節 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第4章 地域における情報化

光ファイバや超高速・大容量通信を実現する 5G 等の次世代通信環境の整備等を行い、あらゆる分野において、積極的かつ能動的に ICT の利活用による課題解決及びデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を実行し、豊かで質の高い生活及び産業振興、地域活性化が図られる Society5.0 の実現を目指す。併せて、人口減少や少子高齢化による人手不足、移動手段の確保などの地域課題を、新技術の実装により解決する「スマートアイランド」の実現に向けた取組を推進する。

防災については、市民の安全と安心を守るための災害情報伝達手段の充実を推進する。

ICT 教育については、「GIGA スクール構想」の実現に向け、情報端末及び通信ネットワークの整備を進め、多様な子ども達に寄り添った指導を行う。

第1節 現況と問題点

1 情報化の推進

Society5.0 の実現に向けて、市内全域の光ファイバ整備を進めているが、5G 等の次世代通信環境については、採算性の問題から民間事業者による整備が進みにくい状況にある。

また、光ファイバ等の情報通信基盤の維持管理及び機器等の更新に要する費用が負担となっている。

災害情報伝達手段については、防災行政無線でのお知らせを第一としており、戸別受信機やスマホアプリ等の伝達手段を組み合わせているが、情報の受け手、気象条件によって音声が聞こえにくいなどの課題がある。特に、ICT への馴染みがない高齢者や障がい者など、災害情報が届きにくい方への情報伝達については特に考慮する必要がある。

情報教育の推進については、ICT 教育支援員による日常的な支援体制を整備し、「GIGA スクール構想」の実現に向け、ICT 機器を活用した効果的な指導が求められる。

2 デジタル化社会の実現のための環境整備

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の構築に向け、デジタル技術の活用に不安を持つ高齢者などに対する技術の活用支援、デジタル人材の育成及び確保を図る必要がある。また、データを安全に利用するための情報セキュリティを十分に確保し、デジタル化に必要なデータを有効的に活用できる環境の整備を図る必要がある。

あわせて、ICT の高度化などに伴い、それらに対応できる情報通信基盤の維持及び確保

のため、国の支援について働きかけを進めていく。

3 スマートアイランドの実現

スマートアイランドの実現に向けては、ICT、ドローン等を活用した実証事業を行い、新技術活用の可能性を検討している。将来にわたって住民の暮らししが豊かで、経済・地域に活力がある五島市を目指すため「五島スマートアイランド構想」を策定しており、この構想に基づいて引き続き各種実証事業を行い、社会実装の実現を図る。

第2節 その対策

1 情報化の推進

- ① 光ファイバ、5G 等の次世代通信環境の充実を図る。
- ② 市民の安全と安心を守るために災害情報伝達手段の充実を推進する。
- ③ デジタル技術を活用したスマート観光によりインバウンド対策を推進する。
- ④ SNS 等を活用した誘客イベントの宣伝活動を強化する。
- ⑤ 教育分野における ICT 機器の整備と活用促進を図る。

2 デジタル化社会の実現のための環境整備

- ① デジタル技術等の活用支援やデジタル人材の育成及び確保を図る。
- ② オープンデータを推進する。
- ③ 情報通信基盤の維持及び確保を図る。

3 スマートアイランドの実現

- ① クリーンエネルギーの利用による産業の創出、農水産業の活性化等により、企業誘致や移住・定住の促進につなげる。
- ② オープンデータを活用し、地域課題の解決や経済循環の促進を図る。
- ③ 医療分野や介護分野に係るデータ管理を一元化し、疾病・介護の予防と健康づくりの推進を図る。
- ④ ロボットや IoT などの先端技術を活かして、産業振興や地域課題の解決（遠隔医療体制の整備など）を図る。
- ⑤ 市民や事業者のスマート技術に対する理解や浸透を図るとともに、その技術を活用できる人材、企業等を育成するための情報発信と教育環境の整備に努める。

第3節 計画

1. 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線維持管理事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	<p>光情報通信網設備整備事業</p> <p>【目的】 Society5.0 の実現に向けて、基礎となる光ファイバや 5G 等の次世代通信環境を整備する。</p> <p>【内容】 市内でケーブルテレビ放送、光インターネットサービスを提供する民間事業者に対し、「五島市光情報通信網設備整備費補助金」を交付する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の維持
		<p>高度無線環境整備推進事業</p> <p>【目的】 Society5.0 の実現に向けて、基礎となる光ファイバや 5G 等の次世代通信環境を整備する。</p> <p>【内容】 市内でケーブルテレビ放送、光インターネットサービスを提供する民間事業者に対し、「五島市光ファイバ整備費補助金」を交付する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5G、ローカル 5G の基地局設置を促進 ・ICT 利活用等における新サービス創出 ・情報化における地域課題解決

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 国道、県道及び市道の整備

市内には、国道1路線、主要地方道5路線、一般県道7路線、市道1,988路線が一体となり交通ネットワークを形成している。各路線とも地域間を結ぶ重要な路線であり、人や物が短時間で移動できるような地域づくりを進めるために計画的な整備を行っていく。

2 交通体系の整備

島と本土を結ぶ航路と航空路の安定的な存続、交流人口の拡大による地域活性化に向けた取組、市内のバス路線及び離島航路の総合的なダイヤ編成と運行体系の見直しを行い、高齢者や児童生徒、治療通院者等に配慮した体系を整えていく。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

基幹産業である農林水産業に関わる道路については、機械の大型化、近代化に対応できるよう、効果的な道路整備を進め、農林水産業の生産性の向上を目指す。

臨港道路等の輸送施設については、活魚・鮮魚の運搬において重要な役割を担っているが、経年劣化がみられるため、安全で快適な走行が可能な状態を維持していく。

第1節 現況と問題点

1 国道、県道及び市道の整備

道路交通網の整備は、豊かな日常生活や活力ある経済活動を支えるとともに、地域間の連携や交流を活発化させる重要な役割を担っている。道路状況については、国道、県道、市道の整備に必要な予算の確保が困難な状況である。

また、整備が進んだ道路も大型車輌の運行等により、年々舗装の劣化が進行している。日常生活を支える集落内道路においても幅員の狭い箇所が多く、消防、救急医療活動等に支障が生じている。

【国・県道の状況】

区分	一般国道	主要地方道	一般県道	合計
総延長 (m)	87,022.5	70,804.3	94,670.6	252,497.4
重用 (m)	—	3,021.1	65.0	3,086.1
未供用 (m)	18,850.0	—	—	18,850.0
実延長 (m)	68,172.5	67,783.2	94,605.6	230,561.3
道路	63,640.8	64,520.3	92,207.2	220,368.3
橋梁	781.7	662.9	938.4	2,383.0
トンネル	3,750.0	2,600.0	1,460.0	7,810.0
改良延長 (m)	66,684.8	57,865.9	70,016.6	194,567.3
率 (%)	97.8	85.4	74.0	84.4
舗装延長 (m)	68,172.5	67,767.7	89,776.8	225,717.0
率 (%)	100.0	100.0	94.9	97.9
路線数	1	5	7	13
橋梁数	44	33	80	157
トンネル数	14	4	2	20

令和 2 年 4 月 1 日現在

資料「管理・用地課調べ」

【市道の状況】

区分	一級	二級	その他	合計
総延長 (m)	125,806.0	101,551.0	844,518.0	1,071,875.0
重用 (m)	417.0	196.0	12,852.0	13,465.0
未供用 (m)	—	568.0	533.0	1,101.0
実延長 (m)	125,389.0	100,787.0	831,133.0	1,057,309.0
道路	124,546.0	100,213.0	828,016.0	1,052,775.0
橋梁	843.0	574.0	3,117.0	4,534.0
改良延長 (m)	101,291.0	68,217.0	321,400.0	490,908.0
率 (%)	80.8	67.7	38.7	46.4
舗装延長 (m)	119,972.0	91,248.0	611,397.0	822,617.0
率 (%)	95.7	90.5	73.6	77.8
路線数	49	57	1,882	1,988
橋梁数	90	65	416	571

令和 3 年 4 月 1 日現在

資料「建設課調べ」

2 交通体系の整備

市内の公共交通機関は路線バス、乗合タクシー及び離島航路であるが、その果たす役割は地域間の連携促進、地域住民の移動手段として以前にも増して重要となっている。しかし、過疎化、自家用車の普及などにより輸送需要が減少し、経営の効率化を図るもの、国、県、市からの支援なしでの運営は厳しい状態にある。

今後も、必要不可欠な生活交通路線を維持するために関係機関との連携、協力及び運行事業者への支援により、適切な役割分担のもと地域の特性や利用者ニーズに応じた交通体系の構築が必要である。また、市民の日常生活や経済活動を支える島と本土間を結ぶ航路、航空路については、便数の確保や機材の更新等により安定的な存続を図るとともに、交流人口の拡大による地域活性化に向けた取組を推進していく必要がある。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道については、基盤整備と有効利用が図られているが、機械の大型化に伴い、未舗装や幅員の狭い道路が多く支障が生じている。

林道については、森林管理を図るうえで基盤となるものであり、森林空間の総合的な利用促進、山村地域における産業の振興上でも重要な役割を果たしている。林業機械の導入による労働力の軽減等の観点からも林道、森林作業道の整備は重要である。また、開設した林道では、路面の浸食や雑灌木の繁茂が激しくなり、維持管理にかかる費用が増加している。

漁港関連道については、活魚輸送体制の充実が重要であるが、舗装表層部の劣化や陥没等が発生しているため、日常点検を行い、機能保全事業等を活用した修繕が必要である。

第2節 その対策

1 国道、県道及び市道の整備

- ① 国道、県道については、整備の要望に努める。
- ② 市道及び橋りょう等の計画的な整備と管理に努める。
- ③ 交通安全対策の充実を図る。

2 交通体系の整備

- ① 路線バス及び離島航路の維持、確保及び利便性の向上に努める。
- ② 本土と繋がる航路・航空路の維持、活性化及び機材の更新等を図る。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

- ① 農業機械の大型化、資材及び農作物の運搬の利便を図るため、基盤整備と合わせ、通作条件の改善につながる効率的な農道整備を行う。
- ② 間伐、保育作業を実施する地区については、森林作業道の開設を行う。
- ③ 森林整備の集約化が必要な地域において、林道の開設を検討していく。
- ④ 漁港関連道の機能を保全するため、日常点検の実施及び漁業者との連携を図る。
- ⑤ 既存の農道、林道及び漁港関連道の維持、管理に努める。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道			
	道路	里仁田尾線外4路線（改良） $L = 600\text{m}, W = 5.5\text{m}$	市	
		浦頭・樅ノ浦線（改良） $L = 980\text{m}, W = 5.5\text{m}$	市	
		船廻～汐池線（改良） $L = 520\text{m}, W = 5.0\text{m}$	市	
		本山81号線（改良） $L = 470\text{m}, W = 4.0\text{m}$	市	
		福江30号線（改良） $L = 210\text{m}, W = 5.0\text{m}$	市	
		瀬戸・堤線（改良） $L = 520\text{m}, W = 6.0\text{m}$	市	
		新二番町・曲坂線道路流末水路 (改修) $L = 350\text{m}, W = 1.0\text{m}$	市	
		福江126線（改良） $L = 200\text{m}, W = 6.0\text{m}$	市	
		福江港周辺市道修景事業（改良） $L = 888\text{m}, W = 12.0\text{m}$	市	
		堀端・新二番町線（改良） $L = 430\text{m}, W = 13.0\text{m}$	市	
		長田線（改良） $L = 65\text{m}, W = 5.0\text{m}$	市	
		崎山78号線外1路線道路整備事業 (舗装) $L = 149\text{m}, W = 7.0\text{m}$	市	
		富江～岳線（改良） $L = 470\text{m}, W = 5.0\text{m}$	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道			
	道路	浜窄線道路舗装修繕事業 L=320m、W=4.0m	市	
		富江～横ヶ倉線道路舗装修繕事業 L=230m、W=4.5m	市	
		唐人町・戸楽線道路舗装修繕事業 L = 210m、W = 3.0m	市	
		上河橋・空港線道路舗装修繕事業 L = 100 m、W = 5.0 m	市	
		崎山 118 号線道路舗装修繕事業 L = 130 m、W = 4.0 m	市	
		市道・側溝舗装整備事業	市	
		福江 35 号線（改良） L=700m、W=4.0m	市	
		浦頭・南河原線（改良） L=100m、W=4.0m	市	
		市道多郎島～笠山線防護柵設置 L = 1,000 m	市	
		市道頓泊線防護柵設置 L = 400 m		
		空港・鬼岳線道路舗装修繕事業 L = 150 m、W = 7.0 m	市	
		野々切・大窄線道路舗装修繕事業 L = 100 m、W = 10.0 m	市	
		片山・山崎線道路舗装修繕事業 L = 280 m、W = 3.0 m	市	
		富江・幾久山線道路舗装修繕事業 L = 100 m、W = 5.5 m	市	
		三尾野・坂の上線道路舗装修繕事業 L = 300 m、W = 8.2 m	市	
		吉田・鎧瀬線道路舗装修繕事業 L = 400 m、W = 6.5 m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路			
		吉田・久木山線道路舗装修繕事業 $L = 250\text{m}$ 、 $W = 6.4\text{m}$	市	
	橋りょう	横ヶ倉～山崎線道路舗装修繕事業 $L = 50\text{m}$ 、 $W = 5.0\text{m}$	市	
		神社前橋（橋梁補修） $L = 9.5\text{m}$ 、 $W = 3.5\text{m}$	市	
	橋りょう	山内橋（橋梁補修） $L = 11.4\text{m}$ 、 $W = 3.5\text{m}$	市	
		馬込1号橋（橋梁補修） $L = 8.4\text{m}$ 、 $W = 4.6\text{m}$	市	
	橋りょう	薮田橋（橋梁補修） $L = 11.0\text{m}$ 、 $W = 2.6\text{m}$	市	
		前田1号橋（橋梁補修） $L = 7.5\text{m}$ 、 $W = 3.0\text{m}$	市	
	橋りょう	淵ノ元線2号橋（橋梁補修） $L = 2.7\text{m}$ 、 $W = 3.8\text{m}$	市	
		丸木橋（橋梁補修） $L = 42.5\text{m}$ 、 $W = 5.8\text{m}$	市	
	橋りょう	上川橋A（橋梁補修） $L = 2.7\text{m}$ 、 $W = 4.4\text{m}$	市	
		穴山橋（橋梁補修） $L = 7.0\text{m}$ 、 $W = 2.9\text{m}$	市	
	橋りょう	新開橋（橋梁補修） $L = 25.8\text{m}$ 、 $W = 4.1\text{m}$	市	
		境橋（橋梁補修） $L = 10.8\text{m}$ 、 $W = 4.2\text{m}$	市	
	高崎柏線1号橋（橋梁補修）	$L = 2.2\text{m}$ 、 $W = 4.8\text{m}$	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道			
	橋りょう	先原線 3号橋（橋梁補修） $L = 2.5\text{m}, W = 2.0\text{m}$	市	
		前小島橋（1号）（橋梁補修） $L = 2.0\text{m}, W = 3.2\text{m}$	市	
		前小島橋（4号）（橋梁補修） $L = 2.0\text{m}, W = 3.9\text{m}$	市	
		宿ノ上1号橋（橋梁補修） $L = 2.0\text{m}, W = 3.6\text{m}$	市	
		うどの1号橋（橋梁補修） $L = 2.6\text{m}, W = 6.0\text{m}$	市	
		横峰2号橋（橋梁補修） $L = 2.4\text{m}, W = 3.4\text{m}$	市	
		琴石橋（橋梁補修） $L = 3.7\text{m}, W = 2.0\text{m}$	市	
		第3永里橋（橋梁補修） $L = 6.8\text{m}, W = 2.7\text{m}$	市	
		五輪橋（橋梁補修） $L = 10.1\text{m}, W = 2.7\text{m}$	市	
		2号橋（橋梁補修） $L = 8.4\text{m}, W = 12.3\text{m}$	市	
		小浦2号橋（橋梁補修） $L = 2.0\text{m}, W = 5.0\text{m}$	市	
		丑ノ浦線2号橋（橋梁補修） $L = 2.3\text{m}, W = 5.7\text{m}$	市	
		丑ノ浦線3号橋（橋梁補修） $L = 3.1\text{m}, W = 7.0\text{m}$	市	
		柏線無名1号橋（橋梁補修） $L = 2.2\text{m}, W = 6.6\text{m}$	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道			
	橋りょう	家ノ上橋（橋梁補修） L = 4.0m、W = 4.0m	市	
		川の窄橋（橋梁補修） L = 5.3m、W = 3.3m	市	
		久木崎 1号橋（橋梁補修） L = 7.4m、W = 3.6m	市	
		江ノ浦第 1 橋（橋梁補修） L = 3.3m、W = 3.5m	市	
		長山橋（橋梁補修） L = 30.5m、W = 3.8m	市	
		観音平 2 号橋（橋梁補修） L = 3.0m、W = 3.9m	市	
		腐水 1 号橋（橋梁補修） L = 3.8m、W = 4.6m	市	
		ほり橋（橋梁補修） L = 3.0m、W = 3.0m	市	
		墓の下橋（橋梁補修） L = 2.8m、W = 4.9m	市	
		無名橋 2 号橋（橋梁補修） L = 4.2m、W = 4.5m	市	
		無名 1 号橋（橋梁補修） L = 2.6m、W = 5.5m	市	
		清水橋（橋梁補修） L = 117.2m、W = 6.8m	市	
		橋梁補修 N = 6 橋	市	
	その他	自転車通行空間整備事業 路面標示設置 N=1 式 案内標識設置 N=1 式	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道			
	その他	田部手川河川改修事業 L = 200.0m 付帯工事 N=1式	市	
		富江地区排水路整備事業 (西片町地区)	市	
	林道	林業専用道川原線（新設） L = 3,390m	市	
		林業専用道内闇線（新設） L = 2,600m	市	
		林道丹奈線（改良） L = 290m	市	
		林道ザレガシ線（新設） L = 3,000m	市	
		林道岩谷線（新設・改良） L = 7,400m	市	
(9)過疎地域 持続的発展 特別事業				
	公共交通	公共交通維持対策事業 【目的】 公共交通機関及び、交通空白地域 における乗合タクシーの運行を維 持し、市民の移動手段を確保する とともに、移動の利便性向上を図る。 【内容】 路線バス及び乗合タクシーの円 滑な運航を継続するため、民間事業 者を支援する。 • 路線バス維持事業 • 新生活交通維持事業 • 電話予約制乗合タクシー運行事業	法人	【効果】 • 市民の交通手段の維 持確保 • 公共交通機関の利便 性向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	公共交通	<p>地域公共交通活性化事業</p> <p>【目的】 地域公共交通の問題解消を図り、島内及び、本土・五島間の持続的な移動手段を確保する。</p> <p>【内容】 本市の将来にわたる地域公共交通について協議する「五島市地域公共交通活性化再生協議会」に対し、負担金を支出する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通に関する課題の解決 ・持続的な移動手段の確保
	その他	<p>空港活性化事業</p> <p>【目的】 五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 市、県、福江空港ターミナル株式会社及び商工・観光団体等による検討会議を立ち上げ、五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化策を検討、実施していく。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化及び地域産業の振興 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図りながら、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第6章 生活環境の整備

1 水道施設整備

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、50年後、100年後においても水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道経営を図る。

2 汚水処理施設整備

河川や海域の自然環境を守り、市民の快適な生活を確保することを目的として、合併処理浄化槽の一層の普及を図ることにより、生活排水処理率を向上させる。

3 廃棄物処理施設整備

廃棄物を適正に処理するとともに、市民、事業者、行政の協働による循環型社会の構築を図る。また、稼働開始から相応の年数が経過した施設については、施設の延命化又は更新を図る。

4 消防施設・防災体制の整備

市民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防（消防団）による総合的な消防防災活動、救急活動を行う。過疎化や少子高齢化等から消防団員の確保が困難となっているが、「自らの地域は自ら守る」との郷土愛護の精神のもと、今後も消防団員の確保に取り組み、併せて消防施設・設備の整備を行う。

5 公営住宅整備

住宅は、人が健康で快適な文化的生活を送る基礎となるもので、生活水準が向上した今日、住宅に対する要望が多様化、高度化している。

五島市公営住宅長寿命化計画に基づき、既存公営住宅については、予防保全的な修繕及び耐久性向上などを図る改善事業を計画的に実施することで、住宅の長寿命化を図るとともに、社会的ニーズに対応した整備を行っていく。

また、今後の需要が見込めない住宅については、計画的に用途廃止をするものとし、公営住宅の需要に対応した戸数の確保を図る。

6 住環境整備

適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのないよう必要な措置を講じる。

7 消費生活相談体制整備

消費に関するトラブルや被害から市民を守るために消費者行政を推進する。

第1節 現況と問題点

1 水道施設整備

生活用水については、上水道、簡易水道及び飲料水供給施設により給水されているが、過疎化による給水人口の減少に伴う料金収入の減少や、老朽化した水道施設が大量に更新時期を迎えるなど、経営環境が厳しくなることが想定される。

このような状況を踏まえ、安心・安全な給水確保と事業経営の健全化を推進するため、簡易水道事業統合計画に基づき簡易水道と上水道との経営統合を進め、簡易水道は平成16年度の34事業から令和元年度で3事業となっている。

今後も安全で良質な水を安定して供給するため、できる限りの水道施設の統合及び老朽化した配水管の更新により、維持管理費の削減を含む経営の合理化を進める必要がある。

【水道事業数】

(単位:事業、%)

	上水道	簡易水道	飲料水供給施設	合 計	普及率
平成16年度	2	34	4	40	98.2%
平成21年度	2	17	1	20	97.5%
平成26年度	2	13	1	16	98.5%
令和元年度	1	3	1	5	98.9%

資料「水道局調べ」

2 汚水処理施設整備

汚水処理人口普及率は、年々向上しているが、令和元年度末で43.1%であり、全国値の91.7%と比較すると低い状況にある。未処理の生活雑排水が河川や海域へ放出されると、水質汚濁が進行し、環境衛生や農林水産業への影響が懸念される。そのため、汚水処理施設のさらなる整備が必要である。

【汚水処理人口普及状況】							(単位:人、%)
行政 人口	公共 下水道	農業集落 集落排水	漁業集落 集落排水	合併処理 浄化槽	コミュニティ・ プラント	汚水処理人 口普及率	
36,352	0	0	43	15,630	0	43.1	

令和2年3月31日現在

資料「公共施設状況調査」

3 廃棄物処理施設整備

一般廃棄物の処理については、生活様式の変化により廃棄物の質が多様化している。循環型社会を構築するため、廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を促進し、適正に処理するための施設を整備する必要がある。

また、廃棄物処理施設の集約化により、それぞれ1箇所で廃棄物の処理を行っているが、ごみ焼却施設を除いては、稼働開始から相応の年数が経過しているため、施設の延命化又は更新を図る必要がある。

【一般廃棄物処理施設の状況】

ごみ焼却施設	一般廃棄物最終処分場	資源化施設	し尿処理施設
1	1	1	1

令和3年3月31日現在

資料「生活環境課調べ」

4 消防施設・防災体制の整備

近年の高齢化の進行や地域の連帯意識の希薄化などにより、地域の災害への対応力の低下が懸念されることに加え、火災をはじめとした各種災害も複雑多様化している。そのため、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化が特に求められるが、人口減少、少子高齢化等による団員の高齢化が問題となっている。

また、消防行政に関する運営の効率化や時代に対応した基盤整備を図る必要があり、計画的な消防車輌の更新や防火水槽の設置等、消防施設の整備が必要である。

【非常備消防の状況】

分団数 (団)	団員数(人)		消防ポンプ 自動車 (台)	積載車 (台)	可搬ポンプ (台)	その他の 車両(台)
	定員	実員				
31	1,370	1,272	6	86	99	3

令和3年4月1日現在

資料「消防本部調べ」

5 公営住宅整備

既存公営住宅には年数の経過とともに老朽化部分の改修が必要な住宅があり、計画的な整備が必要である。

また、既入居者のうち、高齢者がいる世帯は5割以上であり、今後も増加することが予想されるため、高齢者等に対応した住戸及び住環境の整備が必要である。

【公営住宅戸数】

(単位：戸)

	福江地区	富江町	玉之浦町	三井楽町	岐宿町	奈留町	合計
市営住宅	378	30	24	18	46	71	567
単独住宅	0	4	4	5	0	5	18

令和3年4月1日現在

資料「建設課調べ」

6 住環境整備

人口減少や住宅・建築物の老朽化等に伴い、適正な管理が行われていない空き家等が増加しており、周辺の生活環境に悪影響が生じている。今後、空き家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念される。

7 消費生活相談体制整備

詐欺の手口の巧妙化、複雑化により、市民からの消費生活に関する相談件数が増加しているため、消費生活相談員の2名体制を継続し、相談に対応する。また、相談内容の多様化及び複雑化に対応するため、研修会等を活用し、相談業務に対応する能力の向上が求められる。

認知症の高齢者や障がい者がトラブルに遭うケースも増加しており、訪問介護職員や障がい者就労施設職員との連携も必要である。

第2節 その対策

1 水道施設整備

- ① 施設の統廃合、ダウンサイジングを念頭に置き必要最小限の施設の更新を実施する。
- ② 最小の施設で最大の経営効果を上げるため、有収率を高める取組として、老朽配水管の布設替更新を実施する。

2 汚水処理施設整備

合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、汚水処理に対する啓発を行う。

3 廃棄物処理施設整備

- ① 収集体系を整備し、適正な処理を行う。
- ② 廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を促進する。
- ③ 施設の延命化又は更新を図り、廃棄物の適正処理体制を確保する。

4 消防施設・防災体制の整備

- ① 消防車輌の整備や更新を計画的に行う。
- ② 通信指令設備及び救急デジタル無線設備の更新を計画的に行う。
- ③ 消防設備の更新と消防水利の確保を図る。
- ④ 現場の安全確保のため、定期的に消防装備品等を更新する。
- ⑤ 消防団員への教育訓練の充実及び強化を図る。
- ⑥ 地域防災体制の充実及び強化を図る。

5 公営住宅整備

- ① 既存公営住宅の予防保全的な修繕及び耐久性向上を計画的に実施する。
- ② 高齢者等が生活しやすい住宅整備を行う。

6 住環境整備

- ① 空き家等の発生の兆候を迅速に察知するための情報収集や所有者等への意識啓発を目的とした、情報提供等に努める。
- ② 空き家所有者等に対して状況に応じた助言等を行い、関係団体と連携・協力して管理不全な空き家等の解消に努める。
- ③ 空き家バンク制度による空き家の登録や、移住希望者や市民へのリフォーム補助などにより空き家等の有効活用の促進に努める。

7 消費生活相談体制整備

- ① 広報誌やホームページ、チラシを活用し、継続的な啓発活動を行う。

- ② 警察等の関係機関と連携を強化し、被害の削減を図る。
- ③ 訪問介護職員、障害者就労施設職員との情報交換により被害の未然防止に努める。
- ④ 研修会等を活用し、相談員及び職員の相談対応能力の向上を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	福江地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=6,254m	市	
		三井楽地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=713m	市	
		三井楽地区水道施設整備事業 再編整備	市	
		富江地区基幹管路耐震化事業 導水管布設替 L=1,300m	市	
		玉之浦地区水道施設整備事業 再編整備	市	
		岐宿地区生活基盤近代化事業 (基幹改良) 配水管布設替 L=4,688m	市	
	簡易水道	奈留地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=732m	市	
	(2)下水処理 施設			
	その他	浄化槽設置整備推進事業 浄化槽設置費用を助成	個人 法人	
	(5)消防施設	指令システム情報系更新事業 1式	市	
		指令システム通信系更新事業 1式	市	
		常備消防高規格救急自動車更新事 業 2台	市	
		デジタル無線直流電源装置更新事 業 3式	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(5)消防施設	非常備ポンプ車整備事業 1台	市	
		指令システム情報系サーバ・位置情 報通知システム1式更新事業	市	
		耐震性貯水槽整備事業 40t 2次 10基	市	
		小型動力ポンプ積載車更新事業 10台	市	
		小型動力ポンプ軽積載車更新事業 4台	市	
		小型動力ポンプ更新事業 21台	市	
		デジタル無線管理監視制御装置更 新事業 1式	市	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 公営住宅の外壁・屋根・屋上防水 改修工事	市	
	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	生活	消費相談体制整備事業 【目的】 消費生活相談体制強化のため、消 費生活相談員2名体制を継続し、相 談内容の多様化・複雑化及び相談件 数の増加に対応する。 【内容】 独立行政法人国民生活センター 等が実施する研修会に相談員及び 担当者が参加し、相談業務に対応す る能力のレベルアップを図る。	市	【効果】 ・多様な相談内容に迅 速に対応できる人材 の育成

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	防災・防犯	<p>消防団員半長靴整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>消防団員の機動力と士気を高めるとともに、消防団員の安全確保を図り、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>消防団の機動力向上及び消防団員の安全確保のため救助用半長靴（編上靴）を導入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防装備品の充実 ・ 消防団の機動力向上 ・ 市民の安全確保
		<p>防火服更新事業</p> <p>【目的】</p> <p>消火現場の安全確保及び、円滑な消火活動の実施により、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>消火活動等の際に着用する防火服を定期的に更新する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防装備品の充実 ・ 円滑な消火活動等の実施による市民の安全確保
		<p>非常用電源設備整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>災害時における避難所の停電対策及び災害後の電源確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>五島市地域防災計画に避難所として指定している 75 施設のうち、屋内避難所である 67 施設にソーラーパネル付き蓄電池を配備する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難所の機能向上 ・ 安全安心なまちづくりの推進

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保

五島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう努める。

2 高齢者福祉の向上

高齢者が生きがいを持って充実して暮らすことができるまちづくりを目指す。

3 障がい者（児）福祉の向上

日常生活・社会生活などに対する支援・サービスの充実を図ることで、誰もが相互に人格を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指す。

障がいの重度化や障がい者の高齢化に備え、地域生活支援拠点の円滑な運用を目指す。

第1節 現況と問題点

1 子育て環境の確保

子ども達が安全で安心して過ごせる場所の確保をはじめ、地域で学び・遊ぶことができる環境づくりが求められている。本市には、特定教育・保育施設に加え、家庭的保育や小規模保育などの特定地域型保育事業所が設置されているが、延長保育及び放課後児童クラブの充実、保育士の確保及びその質の向上など、さらなる子育て需要に対応できるサービスや機能、システムの整備が必要である。

また、昨今の少子化の進行は、結婚や出産に対する個人・家族の価値観の変化が大きな要因と考えられるが、労働力や納税者の減少など、極めて深刻な問題を含んでいる。安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりが急務である。

【特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所】

(単位：施設、人)

	施設・事業	施設数	定員
特定教育・保育施設	保育所	11	620
	認定こども（幼保連携型）	2	215

	認定こども園（保育園型）	1	45
特定教育・保育施設	認定こども園（幼稚園型）	3	215
特定地域型保育事業所	小規模保育所	3	57
	家庭的保育所	1	2
	事業所内保育所	1	11

令和3年4月1日現在

資料「社会福祉課調べ」

2 高齢者福祉の向上

本市は、高齢化が進行しており、平成27年の高齢化率は36.7%に達している。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護人材の確保と介護予防及び在宅サービス体制の充実を図るとともに、地域による見守り支援を行う必要がある。また、これらの介護サービスや医療、福祉、生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が求められている。

【高齢化の推移】

(単位：%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
五島市	17.9	22.3	26.4	30.5	33.4	36.7
長崎県	14.7	17.7	20.8	23.6	26.0	28.4
全国	12.0	14.8	17.3	20.1	23.0	25.6

資料「国勢調査」

【老人福祉施設】

(単位：施設、人)

施設	施設数	入所者数	
		定員	人員
養護老人ホーム	2	100	98
特別養護老人ホーム	7	346	346
認知症対応型共同生活介護	22	276	276
軽費老人ホーム	1	30	30
生活支援ハウス	3	46	37
老人福祉センター	2	—	—
介護老人保健施設	3	200	200

令和3年4月1日現在

資料「社会福祉課調べ」及び「長寿介護課調べ」

3 障がい者（児）福祉の向上

障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、相談支援体制等を強化するとともに社会参加を促す必要がある。また、障がい者等を介護している家族等の将来や緊急事態の対応についての不安を軽減するため、相談支援やサービスの充実が必要である。

【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

身体障害者（児）手帳所持者数		知的障害者（児）手帳所持者数		精神障害者手帳所持者数
18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
15	2,186	57	532	479

令和3年4月1日現在

資料「社会福祉課調べ」

第2節 その対策

1 子育て環境の確保

- ① 児童福祉施設等の整備を図る。
- ② 子どもの安全・安心な居場所づくりを推進する。
- ③ 子育てに関する情報発信を強化するとともに、相談体制の充実を図る。
- ④ ひとり親家庭への支援強化を図る。
- ⑤ 離島に居住する妊婦への支援を行う。
- ⑥ 保育士人材の確保及び質の向上を図る。

2 高齢者福祉の向上

- ① 高齢者が安心して生活できる環境を整える。
- ② 介護予防や生活支援等の充実を図る。
- ③ 高齢者の積極的な社会参加を推進する。
- ④ 安定した介護サービスの提供を行う。
- ⑤ 介護保険対象外の高齢者福祉サービスに努める。
- ⑥ 介護人材の確保に努める。

3 障がい者（児）福祉の向上

- ① 障がい者（児）施設の充実強化を図る。
- ② 障がい者の雇用の場を確保し、社会参加を推進する。

- ③ 総合的な相談と支援体制を整備する。
- ④ 障がい児に対する教育の充実を図る。
- ⑤ 障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現のための普及啓発を行う。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1)児童福祉 施設			
	保育所	中川へき地保育所改修 175.2 m ² 定員 19 名	市	
		民間保育所等施設設備整備事業（幼 徳保育園） 444.88 m ² 定員 60 名	福 祉 法 人	
		旧富江へき地保育所解体事業	市	
		旧黒瀬小規模保育所解体事業	市	
	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	児童福祉	保育士人材確保事業 【目的】 島外を対象に現地体験見学ツア ーや育成支援を実施することで、雇 用拡大を図り定住促進につなげる。 【内容】 保育士養成校に赴き、在学する学 生を対象に参加者を募集し、五島市 内の保育施設を訪問し、施設の見学 を実施する。その後、施設と学生が 個別に就職面談を実施する。	市	【効果】 ・保育士の高齢化抑制 ・保育園の存続

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	児童福祉	<p>保育の質の向上のための研修事業</p> <p>【目的】 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保することで、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る。</p> <p>【内容】 保育の質向上を図るため、保育所職員の研修を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の整備 ・市内保育所の全体的な質向上
	高齢者・ 障害者福祉	<p>障害者等交通費助成事業</p> <p>【目的】 移動困難な障がい者の交通費の負担を軽減し、自立更正及び社会参加を促す。</p> <p>【内容】 要件を満たした障がい者に対し、タクシー・定期旅客船・バス共通の交通費助成券を交付する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立した生活 ・障がい者の地域社会への参加促進
		<p>高齢者生活福祉センター運営事業</p> <p>【目的】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉の増進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	高齢者・ 障害者福祉	<p>地域活動支援センター事業</p> <p>【目的】 障がい者の社会との交流を促すことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 創作的活動・生産活動の機会を提供し社会参加の促進を図る。 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や自立に向けた支援助言を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交友関係の構築による社会参加の促進 障がい者の自立促進
	相談支援事業	<p>【目的】 障がい者や家族等からの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 必要な情報を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制及び支援体制の構築 障がい者及びその家族が安心して生活できる環境の整備
	老人福祉センター事業	<p>【目的】 高齢者の健康増進、教養の向上を図る。</p> <p>【内容】 高齢者を対象とした対象の教養講座、介護予防教室を実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉の増進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	高齢者・ 障害者福祉	<p>シルバー人材センター運営費助成 事業</p> <p>【目的】 高齢者に就業の機会を提供し、社会参加を促すことで、生きがいづくりや健康増進を図る。</p> <p>【内容】 高齢者に就業の機会を提供する五島市シルバー人材センターの運営費を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の活性化 ・高齢者の生きがい創出
	その他	<p>婚活イベント・セミナー開催事業</p> <p>【目的】 男女の交流イベントを開催し、島内の独身男女の結婚や子育てに関する意識の向上を図る。</p> <p>【内容】 島内の独身男女及び島外の独身女性を対象にした交流イベントを数回開催する。</p> <p>結婚新生活支援事業</p> <p>【目的】 新婚夫婦の経済的負担を軽減することで、出生数の増加につなげる。</p> <p>【内容】 新婚世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用及び引越費用を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いの場の提供による婚姻数の増加 ・出生数の増加 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに対する関心の向上 ・人口減少の抑制

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第8章 医療の確保

1 診療施設整備

市民がいつでも安心して良質の医療を受けることができるよう、長崎大学や医師会等の関係機関と連携し、五島中央病院を中心とした質の高い医療提供体制や救急医療体制の充実を図る。

2 健康づくり推進

健診受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の重症化予防を図る。医療機関や予防医学研究所との連携システムを構築することで、健康増進事業を展開し、地域で自立した健やかな老後を送れるよう支援する。

第1節 現況と問題点

1 診療施設整備

市内には、令和元年時点で、病院4か所、一般診療所39か所、歯科診療所15か所の医療機関があるが、ほとんどが市内中心部に集中している。周辺地域や二次離島地区の住民に質の高い医療を提供するための取組が必要である。

また、市の救急医療体制は、一次医療を民間医療機関、重症患者を二次医療機関である五島中央病院が受け持ち、重篤な場合は三次医療として本土の医療機関ヘドクターへリや県防災ヘリ等により搬送を行う体制を整えている。ヘリによる本土への救急搬送者は年々増加しており、住民の高齢化が進むなか、救急医療体制の構築は必要不可欠である。

【医療施設及び病床数】						(単位:施設、床)
病院		一般診療所		歯科診療所		
施設	病床	施設	病床	施設	病床	
4	508	39	95	15		

令和元年10月1日現在

資料「令和元年医療施設調査」

【医療従事者数】									(単位：人)
医師	歯科 医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師	歯科 衛生士	歯科 技工士	
75	17	50	24	14	366	190	19	9	

平成 30 年 12 月 31 日現在

資料「平成 30 年長崎県医療統計」

2 健康づくり推進

本市は、平均寿命が国・県と比較して短く、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患での死亡率が高い状況にある。特定健診等の受診率は低い値であり、特に 40 歳代及び 50 歳代で顕著である。さらに、生活習慣病での治療者は 50 歳代後半から増加傾向にあり、若い世代の受診率向上と重症化予防が重要である。がん検診の受診率も低迷しており、各種検診の受診率向上が課題である。

第 2 節 その対策

1 診療施設整備

- ① 医療施設、医療機器の整備を促進し、質の高い医療を提供する。
- ② 患者の利便性向上に努める。
- ③ 救急医療体制の整備に努める。
- ④ 医療従事者の確保に努める。

2 健康づくり推進

- ① 健診受診率の向上に努め、疾病の発症予防に取り組む。
- ② 医療機関との連携システムを構築し、疾病の重症化予防に取り組む。
- ③ 健康相談、健康診査及び各種がん検診事業の実施及び啓発に努める。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	診療所	医療機器整備事業 (嵯峨島出張診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (玉之浦診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (三井楽診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (岐宿歯科診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (玉之浦歯科診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (岐宿歯科診療所山内出張所) 医療機器の計画的更新、整備	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	自治体病院	<p>救急医療運営委託事業</p> <p>【目的】</p> <p>地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院において、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】</p> <p>救急患者に備え 24 時間の救急医療体制を維持するため、その経費を負担し支援する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療提供体制の構築 市民の安心安全な生活の維持 地域医療格差の是正
		<p>医師給与嵩上げ助成事業</p> <p>【目的】</p> <p>地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院において、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】</p> <p>過去 3 か年の全国公立病院の平均給与月額と長崎県病院企業団の平均給与月額との差を基準とし、医師数を乗じた額の 1/2 を負担する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定的な医療提供体制の確保 市民の安心安全な生活の維持 地域医療格差の是正

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	その他	<p>在宅当番医制委託事業</p> <p>【目的】 市民がいつでも安心して医療を受けることができる体制を構築する。</p> <p>【内容】 日曜日、祝日(年末年始を含む。)における初期救急医療体制の確保を図るため、医師会へ委託し当番医制による診療を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療提供体制の構築 ・市民の安心安全な生活の維持 ・地域医療格差の是正

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第9章 教育の振興

1 学校教育の振興

子ども達が、これからの中をたくましく生き抜くために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進する。

小学1年生からの英語学習である「プロジェクトG」を推進し、諸外国の人々と共に共生していくため、外国に関する知識や歴史、文化、宗教、習慣等を理解し受け入れ、幅広いコミュニケーション能力を持った国際社会で活躍する人材の育成を図る。また、ふるさと教育を推進し、伝統や文化について学ぶ機会を拡充する。

ICT教育については、「GIGAスクール構想」の実現に向け、情報端末及び通信ネットワークの整備を進め、多様な子ども達に寄り添った指導を行う。

学校施設については、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所になるため、改修や老朽化対策などを推進する。

2 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

市民の多様な学習ニーズに対応するための生涯学習環境を整備する。同時に、公民館や図書館など地域の学習拠点の活性化と社会教育関係者的人材確保及び質の向上に努める。

また、新図書館の建設を進め、生涯学習の拠点施設としての役割に加え、コミュニティ形成を支援する場としての整備、運営に取り組む。

スポーツの振興については、体力の向上、健康増進、地域コミュニティの維持など、スポーツによる効果を再認識し、幅広い世代により一層スポーツに親しむ環境づくりを図る。

第1節 現状と問題点

1 学校教育の振興

小中学校については、児童生徒数の減少により、約5割の小学校で複式学級を編制している。特に二次離島地区では、すべてが小中併設であり、学校の極小規模化が進んでいる。それらの学校では、子ども一人ひとりに目が行き届き、教師と児童生徒のふれあいが多い利点はあるが、集団生活の機会が少ないとや少数の教員配置となるため、教育条件の維持向上に向けた取組が必要である。

生徒数の確保に向けては、「しま留学生」及び「離島留学生」の受入を推進している。学校の存続を図るために、さらなる受入及び支援体制の強化が必要である。

【小学校の状況】

年 次	学校数 (校)			学級数 (学級)		教員数 (人)	児童数 (人)		
	総数	本校	分校	普通学級					
				単式	複式				
平成 22 年	24	19	5	92	18	17	211		
平成 27 年	19	19	0	72	26	19	217		
令和 2 年	15	14	1	67	13	21	166		

各年 5 月 1 日現在

資料「学校基本調査」

【中学校の状況】

年 次	学校数 (校)			学級数 (学級)		教員数 (人)	生徒数 (人)		
	総数	本校	分校	普通学級					
				単式	複式				
平成 22 年	13	12	1	46	2	11	156		
平成 27 年	12	12	0	40	1	13	153		
令和 2 年	12	12	0	38	1	12	141		

各年 5 月 1 日現在

資料「学校基本調査」

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域の防災拠点施設としても大部分が指定されている。改修や老朽化対策などの整備を推進し、安全で安心な教育環境の充実に向けた取組が必要である。これまで緊急性の高い施設から耐震補強、改築工事を行い、耐震化率は 100% となったが、引き続き安全安心な教育環境づくりが必要である。

一方、学校の統廃合に伴う廃校舎については、企業誘致による産業の拠点や地域のコミュニティ施設等としての有効活用を図る。

【学校施設の状況】

	学校数 (校)	体育館 配置校 (校)	プール配置校 (校)	スクールバス数 (台)
小学校	15 (1)	11	7	7 (小中共有で使用)
中学校	12 (1)	12 (1)	1	

令和 2 年 5 月 1 日現在

資料「教育委員会調べ」

※ () 内の数字は、学校数のうち休校数

ふるさと教育については、郷土の歴史や伝統・文化について理解を深め、次の世代へ継承することを目的として小・中学校で実施している。今後は、伝統及び文化を学ぶ機会を拡充するとともに、ジオパーク等の地域資源を活用した学習体制の構築が必要である。

情報教育の推進については、ICT 支援員による日常的な支援体制を整備し、「GIGA スクール構想」の実現に向け、ICT 機器を活用した効果的な指導が求められる。

2 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

市民の価値観や、ライフスタイルの多様化が進む中で、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域社会の課題解決に向け活動することが重要となる。そのためには、市民の多様な学習ニーズに応じた講座を実施するとともに、生涯にわたってあらゆる機会や場所で学習できる拠点として、公民館や図書館の整備及び機能の充実を図ることが必要である。

スポーツを通した地域コミュニティ活動は積極的に行われているが、人口減少、少子高齢化の影響は顕著で、児童生徒の減少や指導者の不足により、学校部活動を含むスポーツクラブの存続が困難な状況である。地域では、スポーツイベントへの参加者減少、人と人とのふれあいの希薄化が課題となっている。

【文化・体育施設数】

文化施設			体育施設			
公民館	図書館	歴史博物館	体育館	陸上競技場	野球場	プール
18	1	1	7	1	1	3

令和3年3月31日現在

資料「公共施設状況調査」

第2節 その対策

1 学校教育の振興

- ① 豊かな心、健やかな体を育む教育を推進する。
- ② 遠距離通学の児童生徒に配慮した取組を行う。
- ③ 国際化、情報化に対応した取組を行う。
- ④ しま留学制度及び離島留学制度を推進する。
- ⑤ 校舎の改修や補修など計画的な整備を進める。
- ⑥ 廃校舎の活用に取り組む。

- ⑦ 地域資源を活用したふるさと教育を推進する。
- ⑧ ジオガイドによるジオパーク学習を実践する。
- ⑨ 英語教育及び国際理解教育の推進を図る。
- ⑩ 教育分野におけるICT機器の整備と活用促進を図る。

2 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

- ① 学習機会、学習の場の充実、整備に努める。
- ② 学習成果を地域へ還元する取組を推進する。
- ③ 図書館の整備を行い、図書や機能の充実を図る。
- ④ 地域社会の課題を解決できる人材を育成する。
- ⑤ 各種スポーツ教室や大会等の開催に努める。
- ⑥ スポーツイベント等に関する情報発信と参加者ニーズの把握に努める。
- ⑦ スポーツ、レクリエーションの競技力の向上に努める。
- ⑧ 各種スポーツ大会への出場を支援する。
- ⑨ スポーツ、レクリエーション施設の充実と整備に努める。
- ⑩ 各競技団体、スポーツ推進委員、指導者などの人材育成を図る。
- ⑪ スポーツボランティアの普及と活動の促進を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育 関連施設			
	校舎	富江小学校校舎改修事業 校舎改修事業	市	
		富江中学校校舎改修事業 校舎改修事業	市	
		岐宿中学校校舎改修事業 校舎改修事業	市	
		奥浦小学校校舎改修事業 校舎改修事業	市	
		玉之浦小中学校校舎改修事業 校舎改修事業	市	
	屋内運動場	本山小学校体育館新築事業 体育館新築事業	市	
		小学校体育館照明器具取替事業 体育館照明器具の取替え (LED化)	市	
		中学校体育館照明器具取替事業 体育館照明器具の取替え (LED化)	市	
		奈留中学校体育館屋根板金防水改 修事業 体育館屋根防水工事	市	
(3)集会施設、 体育施設等	屋外運動場	富江中学校グラウンド法面工事	市	
公民館				
		富江町公民館整備事業	市	
		玉之浦町公民館整備事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等			
	体育施設	中央公園施設改修事業 富江小学校夜間照明施設改修事業 富江小学校夜間照明施設改修工事	市	
	図書館	市立図書館建設事業	市	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	義務教育	しま留学生受入事業 【目的】 学校の存続を図るため、市外から児童生徒を受け入れ、豊かな自然の中で心身ともに健康な児童生徒を育成する。 【内容】 受入地区内（久賀・奈留）に連絡協議会を立ち上げ、委託料及び運営経費を補助する。留学生の養育については、連絡協議会全体で協力しながら行う。	団体	【効果】 • 二次離島地区の学校の存続 • 地域コミュニティの維持 • 定住人口の増加
		外国語指導助手（ALT）配置事業 【目的】 外国語教育や国際交流を通じ、国際理解を深め、コミュニケーション能力の育成を図る。 【内容】 ALT を雇用し、学校における英語指導や国際理解教育を推進する。	市	【効果】 • コミュニケーション能力の向上 • 地域人材の育成

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	義務教育	<p>高度へき地修学旅行費補助事業</p> <p>【目的】 へき地級3級以上の学校の児童生徒の修学旅行を円滑に実施する。</p> <p>【内容】 久賀小中学校、嵯峨島小中学校における、修学旅行に係る宿泊費、交通費等の一部を補助する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育格差の解消 ・二次離島地区の学校の存続 ・地域コミュニティの維持
		<p>ふるさと活性化貢献支援事業</p> <p>【目的】 本市の活性化に貢献する人材を育成しようとする活動に対して活動費の支援を行う。</p> <p>【内容】 市内小中高校において本市の活性化について課題を把握し、その解決策を考え、発信する活動の現地調査や発信のための費用を補助する。</p>	学校	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの主体性構築 ・地域人材の育成
		<p>ICT 教育強化事業</p> <p>【目的】 教育での ICT 機器活用において、機器を教員が効果的に活用するための知識の普及と機器使用時の援助のため、ICT 支援員を雇用する。</p> <p>【内容】 学校に派遣する ICT 支援員を業務委託により確保する。教員への利用方法の周知や機器の設定などの業務を補助し、学校での円滑な利用促進を図る。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育格差の解消 ・児童に寄り添った指導の実施

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	高等学校	<p>高等学校離島留学生受入事業</p> <p>【目的】</p> <p>過疎化及び少子化により生徒数の減少が続き小規模化する離島の県立高校の存続、教育水準の維持及び地域活性化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>離島留学生のホームステイに係る経費を補助する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島高校の存続 ・地域コミュニティの維持 ・定住人口の増加
		<p>離島高校生修学支援費補助事業</p> <p>【目的】</p> <p>高校が設置されていない離島から、高校へ進学する際の保護者の経済的負担軽減を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>通学費や居住費等に要する費用について助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象生徒の経済的支援
	生涯学習・ スポーツ	<p>地域づくり情報拠点整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>学習機会の少ない過疎地域においては、図書の充実が必要である。令和2年度末における図書館の蔵書冊数は約14万4千冊であり、新図書館の目標冊数を17万8千冊と設定し計画的な図書の購入を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>過疎地域においては、民間の開催する学習の場が少なく、図書の充実はその不足を補う大切なものであり、新図書館の完成に合わせて専門書等の整備を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館蔵書の充実 ・市民が持つ悩みや課題の解決 ・市民の自主的な学習活動の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	生涯学習・ スポーツ	<p>長崎県民スポーツ祭参加事業</p> <p>【目的】</p> <p>競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図るとともに、大会への出場を市民の身近な目標にすることで、生きがいづくり、健康づくりに繋げる。</p> <p>【内容】</p> <p>出場選手の旅費を一部助成する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手の競技力の向上 市内スポーツ団体の活性化 スポーツに親しむ環境づくり
		<p>スポーツ振興助成事業</p> <p>【目的】</p> <p>離島に住む市民が他地域とスポーツで交流を行うには、多くの経費を負担することになる。そこで、その一部を助成しスポーツにおける交流人口の拡大と地域の活性化に繋げる。</p> <p>【内容】</p> <p>スポーツ大会の予選会を経て県大会等へ出場する選手への旅費や県大会以上の大会誘致に要する事業費及び競技力向上対策事業に要する費用の一部を助成する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手の競技力の向上 市内スポーツ団体の活性化 子どもから高齢者までが身近にスポーツに親しむことのできる環境づくり

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	生涯学習・ スポーツ	<p>公民館活動事業費助成事業</p> <p>【目的】 運動会等の開催により、地域のふれあいと連携を深め、健康増進を図る。</p> <p>【内容】 公民館若しくはスポーツ振興会等が主催する体育事業等に対して助成を行う。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の促進 ・地域の一体感の醸成 ・地域コミュニティの維持

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第10章 集落の整備

1 集落の整備

地域コミュニティを維持し、安全・安心な暮らしを実現するために、地域住民がともに支え合い、助け合いながら地域の活性化に取り組むことが重要である。各地域に組織されたまちづくり協議会などが、それぞれの地域の実情に応じた取組ができる体制を強化する。

また、まちづくり協議会の自主的な活動を推進していくため、自主財源の確保に向けた仕組みづくりを行う。

2 農山漁村づくり

本市では、平成30年度から令和2年度にかけ、3年連続で移住者数が200人を超えており、人口減少対策として移住促進事業が担う役割は大きい。

近年では、企業によるテレワーク導入や個人の価値観の多様化により、都市部から過疎地域等への移住を検討する人が増加している。今後は、時流に沿った情報発信や関係機関等との連携により、さらなる移住促進を図る。

本市の基幹産業である第1次産業においては、後継者の育成、ブランド化等による高付加価値化、地産地消を推進するとともに、良質な農地、森林及び漁場の維持、保全に取り組んでいく。

第1節 現況と問題点

1 集落の整備

人口の減少、若年者層人口の流出による高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落があるほか、現在でも、生活面での保健、医療、福祉施策の不足、産業面での担い手不足など多くの課題を抱えている。

このような中、自分たちの地域をより住みやすく、元気にするための取組として「地域の絆再生事業」を創設し、住民自らが主体となって取り組む様々な地域活動を支援しており、現在、市内13のまちづくり協議会において、本市の人口減少、少子高齢化を見越した活動が行われている。

今後は活動の質を高めるため、地域内での話し合いにより住民ニーズを把握し、活動へ反映させることが重要である。

2 農山漁村づくり

本市への移住相談件数は増加傾向にある。過疎地域等への移住に対する関心が高まる中、本市が持つ景観、伝統、文化等の魅力を発信し、さらなる移住促進を図る。

移住者を受け入れる環境整備として、住宅の確保が重要であるが、賃貸物件や良質な空き家が不足している状況である。新たな空き家の発掘や、定住促進に向けた空き家改修支援等、空き家バンク登録済み物件の所有者と移住者等のマッチングを推進する必要がある。

また、子育て世代である新婚家庭についても定住に向けた支援を行う。

農林水産業では、担い手の不足と就業者の高齢化が深刻である。基幹産業である農林水産業の振興に向け、新規就業者の確保を図る必要がある。

第2節 その対策

1 集落の整備

- ① 「地域の絆再生事業交付金制度」を充実させる。
- ② まちづくり協議会事務局員として「集落支援員」を活用する。
- ③ まちづくり協議会会員が地域づくり先進地の事例を学ぶ機会を確保する。
- ④ 中学生以上全住民アンケートを実施し、今後の地域づくりへ活かす。
- ⑤ 地域で話し合いの場を設け、「地域づくり計画」を策定する。

2 農山漁村づくり

- ① 移住者に対する就業支援や情報提供を行う。
- ② 移住者間の交流の場を創出する。
- ③ 町内会等と連携し、良質な空き家物件の発掘に取り組む。
- ④ 空き家バンク制度を適切に運用するとともに、空き家活用促進事業補助金による改修支援を行い、定住のための住宅を確保する。
- ⑤ 子育て世帯等への移住支援制度の充実を図る。
- ⑥ 若年層の経済的自立を支援することで移住者の定住促進を図る。
- ⑦ 第1次産業の担い手育成を推進する。
- ⑧ 農林水産物を活用した加工品の開発・拡大による6次産業化を推進する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	集落整備	<p>地域の絆再生事業</p> <p>【目的】 住民同士が互いに支えあう「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりの推進を図る。</p> <p>【内容】 地域の絆再生事業に取り組むまちづくり協議会に対し、「地域の絆再生事業交付金」を交付する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の生活の質向上 ・ 地域課題解決型活動の展開 ・ 小規模多機能自治の促進

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第11章 地域文化の振興等

市民が郷土の歴史や伝統文化に誇りを持ち、次世代に継承するため、地域に残る文化財の保存、世界文化遺産関連資料、重要文化的景観、及び日本遺産の整備及び活用に取り組む。

また、地質・地形遺産の保全や継承に向け、「五島列島ジオパーク構想」の実現を目指す。

文化芸術活動については、優れた芸術や文化の鑑賞機会の提供に努め、文化拠点施設の整備へ計画的に取り組む。

第1節 現況と問題点

本市には、地域固有の歴史と文化を物語る個性豊かな郷土芸能や地域資源などがある。これらを大切に守り、次世代に引き継ぐために、保存整備や継承団体が組織されているが、文化財保護や伝統文化継承を取り巻く環境は、地域の過疎化や高齢化、資金不足等の様々な問題を抱えている。

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、久賀島の重要文化的景観及び日本遺産「国境の島（壱岐・対馬・五島）」（重点支援地域）の構成文化財である国指定名勝『三井楽（みみらくのしま）』等の地域資源についても、これらを維持、保全、活用するための方策を検討する必要がある。

文化芸術活動は、各地域において多くの文化団体が活動しているが、高齢化や少子化の影響で構成員が減少しているため、団体間の連携により活動を発展させることが必要である。また、公演、美術品展覧会、学校への芸術家派遣など、市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供していくことが必要である。

【文化財の状況】

	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	3	5	8	16
建造物	2	2	2	6
美術工芸品	1	3	6	10
無形民俗文化財	2	4	6	12
史跡		5	18	23
名勝	2			2
天然記念物	3	21	7	31
重要文化的景観	1			1
計	11	35	39	85

令和3年4月1日現在

資料「教育委員会調べ」

第2節 その対策

- ① 郷土芸能や伝統行事の保存、継承に努める。
- ② 文化財の保護活動を推進する。
- ③ 指定文化財の保存整備を行う。
- ④ 文化団体への支援と交流促進を図る。
- ⑤ 市民が芸術・文化に触れる機会を創出する。
- ⑥ 福江文化会館の整備を行う。
- ⑦ 五島列島ジオパーク構想の活動拠点を整備する。
- ⑧ 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、日本遺産「国境の島（壱岐・対馬・五島）」（重点支援地域）、重要文化的景観及びジオサイトの適正な保存及び観光分野等での活用を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振 興施設等			
	地域文化 振興施設	江上天主堂整備事業 防災施設整備	事業 者	
		旧五輪教会堂整備事業 防災施設整備	市	
		石田城五島氏庭園整備事業 庭園回遊路の整備	事業 者	
		旧江上小学校跡地修景・ 景観整備事業	市	
		旧江上小跡地の景観整備	市	
		文化会館施設整備事業 施設改修	市	
		世界遺産関連施設整備事業 (ガイダンス施設整備) 建築工事、設計管理、展示物製作・ 設置	市	
	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	世界遺産保存整備事業 【目的】 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏 キリストン関連遺産」の情報発信及 び保全を図る。 【内容】 県及び関係市町で負担金を拠出 し、統一した広報啓発事業、登録後 の追加勧告への対応を行う。	市	【効果】 • 世界遺産の情報発信 による交流人口の増 加 • 世界文化遺産等の次 世代への継承 • 地域力の維持、発展

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	<p>重要文化的景観整備活用事業</p> <p>【目的】</p> <p>国の重要文化的景観「五島市久賀島の文化的景観」の景観的価値を守り活かすために、保存活用計画、整備活用計画に沿った事業を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>文化的景観の価値を島内外に発信していくための調査・研究、特産品の開発及び久賀島の文化的景観の価値を守るための整備などを実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の増加 ・地域活性化

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

本市は、風力・潮力・太陽光などの再生可能エネルギーの宝庫である。海洋再生可能エネルギーによる島づくりを推進するため、海に囲まれた地理的条件を活かした浮体式洋上風力発電や潮流発電の導入促進に取り組み、今後は離島での自立分散型エネルギー社会の実現を目指す。また、令和2年12月に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの早期実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。再生可能エネルギーや電気自動車等の導入促進など、二酸化炭素排出抑制に努めるとともに、関連産業における新たな雇用創出を図り、持続可能な地域社会の形成に取り組む。

第1節 現況と問題点

電力については本市と本土を送電線で結ぶことにより供給している状況であるが、今後は再生可能エネルギーの導入拡大により、既設の送電線の接続可能量が上限に達する予定である。更なる導入拡大のためには、海底ケーブル等の新たな基幹送電網の整備が不可欠である。

脱炭素社会に向けての取組については、具体的な手法の情報、専門的な人材及び財源が不足している。

また、EV用急速充電器が耐用年数を経過したことにより、老朽化が進んでいるため、観光振興及び電気自動車の普及に向け、設備の更新が必要である。

第2節 その対策

- ① インフラを整備し、既設送電線の空き容量を活用した弾力的な系統の運用ができる体制を整備する。
- ② 脱炭素社会の実現に向けた情報収集、人材の育成及び財源の確保に努める。
- ③ 電気自動車の普及促進に向け、急速充電器を更新する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギーの利用 の推進	(1)再生可能エ ネルギー利 用施設	急速充電器設置事業 電気自動車の導入及び普及のた めに急速充電器を設置する。	市	
	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	再生可能エネ ルギー利用	EV・ITS 実配備促進協議会負担金 【目的】 電気自動車の普及により、低炭素 社会の実現及び観光の振興を図る。 【内容】 五島市 EV・ITS 実配備促進協議 会が実施する「電気自動車の急速充 電器の維持管理」に係る費用を負担 する。	協議 会	【効果】 • 再生可能エネルギー を活用した環境にや さしい観光振興 • エネルギーの地産地 消の促進
		再生可能エネルギー分野先端技術 開発支援事業補助金 【目的】 再生可能エネルギー分野におい て AI や IoT 等の先端技術による産 業振興や地域課題解決を図る。 【内容】 再生可能エネルギー分野におけ る新市場の開拓や地元経済への貢 献に資する取組を実施する事業者 に対して、補助金を交付する。	個人 団体	【効果】 • 先端技術活用による 人材不足の解消 • 現場作業の効率化

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギーの利用 の推進	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 再生可能エネ ルギー利用	再生可能エネルギー推進協議会運 営費補助金 【目的】 市が今後もエネルギーの島として、再生可能エネルギーの先進地域となり、持続可能な発展を図る。 【内容】 「五島市再生可能エネルギー基本構想」に基づく再生可能エネルギー導入のための具体的な取組を実施する経費を補助する。	協議 会	【効果】 ・海洋再生可能エネルギー実証事業の誘致 ・浮体式洋上風力発電の実用化 ・環境学習開催による市民の理解高揚

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

過疎地域持続的発展特別事業 一覧

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	移住定住	<p>UI ターン促進事業</p> <p>【目的】</p> <p>本市の魅力を幅広く発信し、移住を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>都市部での移住相談会への参加、移住ガイドブックの作成等を行い、本市の魅力や移住情報について幅広く発信する。また、移住希望者のニーズに応じた案内を行うことで、移住に関する不安を解消し、移住を促進する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の増加 ・関係人口の増加
		<p>ばらかもん奨学助成事業</p> <p>【目的】</p> <p>人口減少対策として若年層の移住を推進することで、社会増及び自然増を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>35 歳未満の方を対象に、返還すべき奨学金の額及び利息相当額のうち実際に返還した奨学金の額及び利息相当額を助成金額とし、年間 36 万円（I ターン者にあっては年間 24 万円）を上限として交付する。対象となる奨学金は、五島市、長崎県、日本学生支援機構から借りた奨学金とする。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の経済的自立 ・移住定住の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<p>担い手育成確保支援事業</p> <p>【目的】</p> <p>減少する一次産業の就労人口を確保するため、農業に従事しようとする者を支援し、労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業大学校体験カレッジに参加を希望する五島市内にある高等学校に在籍する者を支援する。 新規就農者を支援するため、五島市農業研修支援事業を行う。 	個人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の後継者育成 農産物の安定供給 労働力の定着化 地域産業の振興
	五島牛振興事業	<p>【目的】</p> <p>肉用牛の資源に維持と導入拡大を円滑に進める。</p> <p>【内容】</p> <p>肉用牛の導入経費の一部を補助し、畜産経営の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜農協等有導入事業 家畜特別導入事業 優良繁殖雌牛導入事業 	個人 農協	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内繁殖雌牛の改良及び増頭 五島家畜市場の活性化 農業所得の向上
	燃油高騰対策事業（園芸・漁業）	<p>【目的】</p> <p>燃油高騰により圧迫されている農業及び漁業経営の安定を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>農業経営、漁業経営における燃油購入に要する経費を助成する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業及び漁業への意欲向上 安定した経営の維持
	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	<p>【目的】</p> <p>保安林機能の低下が懸念されているため、残った健全な松の枯れを防止する。</p> <p>【内容】</p> <p>市内の高度公益機能森林にて保全すべき松林へ薬剤を注入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安林機能の維持

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<p>漁業後継者育成事業</p> <p>【目的】 漁業の後継者不足は深刻な問題であるため、移住者、漁家子弟者に漁業技術を習得・独立させることで、漁業後継者の増加と定着率の向上を図る。</p> <p>【内容】 新規漁業希望者を対象に、1年間の生活費等の助成、経営開始時の漁船の導入支援及び体験講習会等を開催する。</p>	漁協	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁村の活性化 ・水産物の安定供給 ・労働力の定着化 ・地域産業の振興
		<p>水産多面機能発揮対策交付金事業</p> <p>【目的】 漁業者等による水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動を支援し、水産業の再生、漁村の活性化を図る。</p> <p>【内容】 環境、生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保に向けた取組を支援する。</p>		
		<p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>【目的】 水産資源の減少と漁業就業者の減少・高齢化が進行する状況の下で、離島漁業の再生のため、地域資源である漁場の生産力の向上と新規漁業就業者の育成・確保を図る。</p> <p>【内容】 創意工夫を活かした取組や漁業後継者対策の取組を支援する。</p>		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<p>五島市鳥獣被害対策 ICT イノベーション事業 (令和3年度過疎地域持続的発展支援事業)</p> <p>【目的】 ICT を利用した鳥獣予報発信のネットワークを構築することにより、被害を未然に防ぎ、鳥獣害に対して強い集落を創る。</p> <p>【内容】 携帯電波の届かない山間部で ICT 技術を利用するため ICT 中継器を導入する。また、鳥獣被害予測システムを構築し、市民へ被害予報を発信する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の抑制 ・獣害に強い集落の構築
	商工業・ 6次化産業	<p>物産振興対策事業</p> <p>【目的】 商工業、農林水産業等の産業を育成し、販促活動の強化、都市部での PR を展開し、產品のブランド化や市内物産事業者の規模拡大を図る。</p> <p>【内容】 物産展の開催、販売ツール作成及び產品販路拡大等の委託を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の活性化 ・產品ブランド化による知名度の向上 ・雇用の場の創出
	観光	<p>観光 PR イベント開催事業</p> <p>【目的】 観光 PR イベントを開催し、本市の魅力を伝えることで、観光客の誘致拡大につなげる。</p> <p>【内容】 市内外における各種 PR イベント開催経費を負担する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の認知度向上 ・観光振興及び地域活性化
		<p>外国人観光客受入体制整備事業</p> <p>【目的】 インバウンドの受入体制を整備し外国人観光客の誘致拡大を図る。</p> <p>【内容】 外国人観光客誘致に向けた営業及び海外への情報発信を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の増加 ・地域活性化及び異文化交流の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	観光	<p>ジオパーク推進事業</p> <p>【目的】 次の世代も住みやすい郷土とするため大地に配慮した取組を行う。</p> <p>【内容】 全国大会・研修会等の参加、専門家との協議、ジオサイト調査、五島列島ジオパーク推進協議会負担金</p>	市 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な経済活動の発展 ・ジオガイド育成の推進 ・リピーターの獲得
		<p>体験型観光受入体制整備・誘客事業</p> <p>【目的】 体験型観光の推進を図るため、市内協議会等の受入体制を強化し、体験型教育旅行等の誘致拡大を図る。</p> <p>【内容】 体験型観光受入体制整備、体験型観光コーディネート機能強化、誘客プロモーション、教育旅行誘致拡大、体験プログラムの拡充</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人、自然の大切さを再確認する機会の創出 ・コミュニケーション力の向上 ・食育の推進 ・地域経済の活性化
		<p>滞在型観光推進事業</p> <p>【目的】 「もう一泊」滞在したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力を旅行商品化し、滞在型観光の促進を図る。</p> <p>【内容】 有人国境離島法の滞在型観光推進事業の実施（旅行商品の開発及び販売促進、誘客実証事業、滞在型観光推進のための情報発信）</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着地型旅行商品の販売促進 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	観光	<p>スポーツイベント開催推進事業</p> <p>【目的】 市外からの参加が多く知名度のあるスポーツイベントを支援し、交流人口増加と地域活性化に繋げる。</p> <p>【内容】 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五島列島夕やけマラソン大会 ・五島長崎国際トライアスロン大会 ・マラニック大会 ・五島つばきマラソン大会 	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりの推進 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加
		<p>スポーツ交流人口拡大推進事業</p> <p>【目的】 スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大とまちの賑わいづくりを図る。</p> <p>【内容】 合宿受付及び営業活動の体制を整備し、スポーツ合宿誘致や営業宣伝活動を行うとともに、合宿を行う団体を支援する。また、地元中高校生への指導、交流試合等により、島外者と市民との交流を深める。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域活性化 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加
	企業誘致	<p>企業支援事業</p> <p>【目的】 中小企業の支援及び創業時の負担軽減により、商工業の促進及び振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五島市中小企業振興資金利子補給金及び保証料補助 ・五島市創業資金利子補給金及び保証料補助 ・五島市経営改善貸付利子補給金 	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な雇用の創出 ・中小企業の経営安定化 ・創業者の増加による地域産業の発展

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	企業誘致	<p>企業誘致対策事業</p> <p>【目的】 産業振興及び雇用の増大を図る。</p> <p>【内容】 市の条例に基づき指定を受けた企業に対し、雇用補助金などにより支援する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な雇用の創出 ・若者の島内就職率の向上 ・移住者等の就労人口の増加
	基金積立	<p>しま共通地域通貨事業</p> <p>【目的】 観光客の誘致促進及び消費促進を図る。</p> <p>【内容】 長崎県内の関係離島で共通に使用できる「しま共通地域通貨」の発行に係る経費を負担する。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の増加 ・消費拡大による地域活性化 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加
3 地域における情報化	情報化	<p>光情報通信網設備整備事業</p> <p>【目的】 Society5.0 の実現に向けて、基礎となる光ファイバや 5G 等の次世代通信環境を整備する。</p> <p>【内容】 市内でケーブルテレビ放送、光インターネットサービスを提供する民間事業者へ、「五島市光情報通信網設備整備費補助金」を交付する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の維持
		<p>高度無線環境整備推進事業</p> <p>【目的】 Society5.0 の実現に向けて、基礎となる光ファイバや 5G 等の次世代通信環境を整備する。</p> <p>【内容】 市内でケーブルテレビ放送、光インターネットサービスを提供する民間事業者に対し、「五島市光ファイバ整備費補助金」を交付する。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5G、ローカル 5G の基地局設置を促進 ・ICT 利活用等における新サービス創出 ・情報化における地域課題解決

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<p>公共交通維持対策事業</p> <p>【目的】 公共交通機関及び、交通空白地域における乗合タクシーの運行を維持し、市民の移動手段を確保するとともに、移動の利便性向上を図る。</p> <p>【内容】 路線バス、乗合タクシーの円滑な運航のため民間事業者を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス維持事業 ・新生活交通維持事業乗 ・電話予約制乗合タクシー運行事業 	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の交通手段の維持確保 ・公共交通機関の利便性向上
		<p>地域公共交通活性化事業</p> <p>【目的】 地域公共交通の問題解消を図り、島内及び、本土・五島間の持続的な移動手段を確保する。</p> <p>【内容】 本市の地域公共交通について協議する「五島市地域公共交通活性化再生協議会」へ負担金を支出する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通に関する課題の解決 ・持続的な移動手段の確保
	その他	<p>空港活性化事業</p> <p>【目的】 五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 市、県、福江空港ターミナル株式会社及び商工・観光団体等による検討会議を立ち上げ、五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化策を検討、実施していく。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化及び地域産業の振興 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	生活	<p>消費相談体制整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員 2 名体制を継続し、相談内容の多様化・複雑化及び相談件数の増加に対応する。</p> <p>【内容】</p> <p>独立行政法人国民生活センター等が実施する研修会に相談員及び担当者が参加し、相談業務に対応する能力のレベルアップを図る。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談内容に迅速に対応できる人材の育成
		<p>消防団員半長靴整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>消防団員の機動力と士気を高めるとともに、消防団員の安全確保を図り、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>消防団の機動力向上及び消防団員の安全確保のため救助用半長靴（編上靴）を導入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防装備品の充実 ・消防団の機動力向上 ・市民の安全確保
		<p>防火服更新事業</p> <p>【目的】</p> <p>消火現場の安全確保及び、円滑な消火活動の実施により、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>消火活動等の際に着用する防火服を定期的に更新する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防装備品の充実 ・円滑な消火活動等の実施による市民の安全確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	防災・防犯	<p>非常用電源設備整備</p> <p>【目的】</p> <p>災害時における避難所の停電対策及び災害後の電源確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>五島市地域防災計画に避難所として指定している 75 施設のうち、屋内避難所である 67 施設にソーラーパネル付き蓄電池を配備する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所の機能向上 ・安全安心なまちづくりの推進
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	<p>保育士人材確保事業</p> <p>【目的】</p> <p>島外を対象に現地体験見学ツアーや育成支援を実施することで、雇用拡大を図り定住促進につなげる。</p> <p>【内容】</p> <p>保育士養成校に赴き、在学する学生を対象に参加者を募集し、五島市内の保育施設を訪問し、施設の見学を実施する。その後、施設と学生が個別に就職面談を実施する。</p> <p>保育の質の向上のための研修事業</p> <p>【目的】</p> <p>保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保することで、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>保育の質向上を図るため、保育所職員の研修を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の高齢化抑制 ・保育園の存続 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の整備 ・市内保育所の全体的な質向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	高齢者・ 障害者福祉	<p>障害者等交通費助成事業</p> <p>【目的】 移動困難な障がい者の交通費の負担を軽減し、自立更正及び社会参加を促す。</p> <p>【内容】 要件を満たした障がい者に対し、タクシー・定期旅客船・バス共通の交通費助成券を交付する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立した生活 ・障がい者の地域社会への参加促進
		<p>高齢者生活福祉センター運営事業</p> <p>【目的】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉の増進
		<p>地域活動支援センター事業</p> <p>【目的】 障がい者の社会との交流を促すことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 創作的活動・生産活動の機会を提供し社会参加の促進を図る。 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や自立に向けた支援助言を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交友関係の構築による社会参加の促進 ・障がい者の自立促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	高齢者・ 障害者福祉	<p>相談支援事業</p> <p>【目的】 障がい者や家族等からの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な援助を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制及び支援体制の構築 ・障がい者及びその家族が安心して生活できる環境の整備
		<p>老人福祉センター事業</p> <p>【目的】 高齢者の健康増進、教養の向上を図る。</p> <p>【内容】 高齢者を対象とした対象の教養講座、介護予防教室を実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉の増進
		<p>シルバー人材センター運営費助成事業</p> <p>【目的】 高年齢者に就業の機会を提供し、社会参加を促すことで、生きがいづくりや健康増進を図る。</p> <p>【内容】 高年齢者に就業の機会を提供する五島市シルバー人材センターの運営費を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の活性化 ・高齢者の生きがい創出
	その他	<p>婚活イベント・セミナー開催事業</p> <p>【目的】 男女の交流イベントを開催し、島内の独身男女の結婚や子育てに関する意識の向上を図る。</p> <p>【内容】 島内の独身男女及び島外の独身女性を対象にした交流イベントを数回開催する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いの場の提供による婚姻数の増加 ・出生数の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	その他	<p>結婚新生活支援事業</p> <p>【目的】 新婚夫婦の経済的負担を軽減す ることで、出生数の増加につなげ る。</p> <p>【内容】 新規に婚姻した世帯に対する住 宅取得費用又は住宅賃借費用及び 引越費用を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに対する関心 の向上 ・人口減少の抑制
7 医療の確保	自治体病院	<p>救急医療運営委託事業</p> <p>【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳し さを増す中、離島の中核病院におい て、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】 救急患者に備え 24 時間の救急医 療体制を維持するため、その経費を 負担し支援する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療提供体制を 構築 ・市民の安心安全な生 活の維持 ・地域医療格差の是正
		<p>医師給与增高経費助成事業</p> <p>【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳し さを増す中、離島の中核病院におい て、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】 過去 3 か年の全国公立病院の平均 給与月額と長崎県病院企業団の平 均給与月額との差を一応の基準と し、医師数を乗じた額の 1/2 を負担 する。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な医療提供体 制の確保 ・市民の安心安全な生 活の維持 ・地域医療格差の是正

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	その他	<p>在宅当番医制委託事業</p> <p>【目的】</p> <p>市民がいつでも安心して医療を受けられる体制を構築する。</p> <p>【内容】</p> <p>日曜日、祝日（年末年始を含む。）における初期救急医療体制の確保を図るため、医師会へ委託し当番医制による診療を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療提供体制の構築 ・市民の安心安全な生活の維持 ・地域医療格差の是正
8 教育の振興	義務教育	<p>しま留学生受入事業</p> <p>【目的】</p> <p>学校の存続を図るため、市外から児童生徒を受け入れ、豊かな自然の中で心身ともに健康な児童生徒を育成する。</p> <p>【内容】</p> <p>受入地区内（久賀・奈留）に連絡協議会を立ち上げ、委託料及び運営経費を補助する。留学生の養育については、連絡協議会全体で協力しながら行う。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次離島地区の学校の存続 ・地域コミュニティの維持 ・定住人口の増加
		<p>外国語指導助手（ALT）配置事業</p> <p>【目的】</p> <p>外国語教育や国際交流を通じ、国際理解を深め、コミュニケーション能力の育成を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>ALT を雇用し、学校における英語指導や国際理解教育を推進する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力の向上 ・地域人材の育成

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	義務教育	<p>高度へき地修学旅行費補助事業</p> <p>【目的】 へき地級3級以上の学校の児童生徒の修学旅行を円滑に実施する。</p> <p>【内容】 久賀小中学校、嵯峨島小中学校における、修学旅行に係る宿泊費、交通費等の一部を補助する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育格差の解消 ・二次離島地区の学校の存続 ・地域コミュニティの維持
		<p>ふるさと活性化貢献支援事業</p> <p>【目的】 本市の活性化に貢献する人材を育成しようとする活動に対して活動費の支援を行う。</p> <p>【内容】 市内小中高校において本市の活性化について課題を把握し、その解決策を考え、発信する活動の現地調査や発信のための費用を補助する。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの主体性構築 ・地域人材の育成
		<p>ICT教育強化事業</p> <p>【目的】 教育でのICT機器活用において、機器を教員が効果的に活用するための知識の普及と機器使用時の援助のため、ICT支援員を雇用する。</p> <p>【内容】 学校に派遣するICT支援員を業務委託により確保する。教員への利用方法の周知や機器の設定などの業務を補助し、学校での円滑な利用促進を図る。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育格差の解消 ・児童に寄り添った指導の実施

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	高等学校	<p>高等学校離島留学生受入事業</p> <p>【目的】</p> <p>過疎化及び少子化により、生徒数の減少が続き、小規模化する離島の県立高校の存続、教育水準の維持及び地域活性化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>離島留学生のホームステイに係る経費を補助する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島高校の存続 ・地域コミュニティの維持 ・定住人口の増加
		<p>離島高校生修学支援費補助事業</p> <p>【目的】</p> <p>高校が設置されていない離島から、高校へ進学する生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>通学費や居住費等に要する費用について助成する。</p>		<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象生徒の経済的支援
生涯学習・ スポーツ		<p>地域づくり情報拠点整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>学習機会の少ない過疎地域においては、図書の充実が必要である。令和2年度末における図書館の蔵書冊数は約14万4千冊であり、新図書館の目標冊数を17万8千冊と設定し計画的な図書の購入を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>過疎地域においては、民間の開催する学習の場が少なく、図書の充実はその不足を補う大切なものであり、新図書館の完成に合わせて専門書等の整備を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館蔵書の充実 ・市民が持つ悩みや課題の解決 ・市民の自主的な学習活動の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	生涯学習・ スポーツ	<p>長崎県民スポーツ祭参加事業</p> <p>【目的】</p> <p>競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図るとともに、大会への出場を市民の身近な目標にすることで、生きがいづくり、健康づくりに繋げる。</p> <p>【内容】</p> <p>出場選手の旅費を一部助成する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手の競技力の向上 市内スポーツ団体の活性化 スポーツに親しむ環境づくり
		<p>スポーツ振興助成事業</p> <p>【目的】</p> <p>離島に住む市民が他地域とスポーツで交流を行うには、多くの経費を負担することになる。そこで、その一部を助成しスポーツに交流人口の拡大と地域の活性化に繋げる。</p> <p>【内容】</p> <p>スポーツ大会の予選会を経て県大会等へ出場する選手への旅費や県大会以上の大会誘致に要する事業費及び競技力向上対策事業に要する費用の一部を助成する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手の競技力の向上 市内スポーツ団体の活性化 子どもから高齢者までが身近にスポーツに親しむことのできる環境づくり
		<p>公民館活動事業費助成事業</p> <p>【目的】</p> <p>運動会等の開催により、地域のふれあいと連携を深め、健康増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>公民館若しくはスポーツ振興会等が主催する体育事業等に対して助成を行う。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多世代交流の促進 地域の一体感の醸成 地域コミュニティの維持

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	集落整備	<p>地域の絆再生事業</p> <p>【目的】</p> <p>住民同士が互いに支えあう「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりの推進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>地域の絆再生事業に取り組むまちづくり協議会に対し、「地域の絆再生事業交付金」を交付する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活の質向上 ・地域課題解決型活動の展開 ・小規模多機能自治の促進
10 地域文化の振興等	地域文化振興	<p>世界遺産保存整備事業</p> <p>【目的】</p> <p>世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の情報発信及び保全を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>県及び関係市町で負担金を拠出し、統一した広報啓発事業、登録後の追加勧告への対応を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産の情報発信による交流人口の増加 ・世界文化遺産等の次世代への継承 ・地域力の維持、発展
		<p>重要文化的景観整備活用事業</p> <p>【目的】</p> <p>国の重要文化的景観「五島市久賀島の文化的景観」の景観的価値を守り活かすために、保存活用計画、整備活用計画に沿った事業を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>文化的景観の価値を島内外に発信していくための調査・研究、特産品の開発及び久賀島の文化的景観の価値を守るために整備などを実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の増加 ・地域活性化

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギーの利用 の推進	再生可能エネ ルギー利用	<p>EV・ITS 実配備促進協議会負担金</p> <p>【目的】 電気自動車の普及により、低炭素社会の実現及び観光の振興を図る。</p> <p>【内容】 五島市 EV・ITS 実配備促進協議会が実施する電気自動車の急速充電器の維持管理費用を負担する。</p>	協議会	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい観光振興 ・エネルギーの地産地消の促進
		<p>再生可能エネルギー分野先端技術開発支援事業補助金</p> <p>【目的】 再生可能エネルギー分野において AI や IoT 等の先端技術による産業振興や地域課題解決を図る。</p> <p>【内容】 再生可能エネルギー分野における新市場の開拓や地元経済への貢献に資する取組を実施する事業者に対して、補助金を交付する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術活用による人材不足の解消 ・現場作業の効率化
		<p>再生可能エネルギー推進協議会運営費補助金</p> <p>【目的】 市が今後もエネルギーの島として、再生可能エネルギーの先進地域となり、経済的にも持続可能な発展を図る。</p> <p>【内容】 「五島市再生可能エネルギー基本構想」に基づく再生可能エネルギー導入の具体的な取組を実施する経費を補助する。</p>	協議会	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋再生可能エネルギー実証事業の誘致 ・浮体式洋上風力発電の実用化 ・環境学習開催による市民の理解高揚